

会議録

平成 27 年第 3 回更別村議会定例会

- 1 開催年月日 平成 27 年 9 月 16 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 9 月 16 日 10 時 00 分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8 名)
議 長 松橋昌和
副議長 本多芳宏
 - 1 安村 敏博
 - 2 太田 綱基
 - 3 高木 修一
 - 4 織田 忠司
 - 5 上田 幸彦
 - 6 村瀬 泰伸
- 6 地方自治法第 121 条の規定による説明員
村 長 西山 猛 副 村 長 森 稔宏
教 育 長 荻原 正 代 表 監 査 委 員 笠原幸宏
農 業 委 員 会 長 織田忠司 会 計 管 理 者 金曾隆雄
総 務 課 長 吉本正美 企 画 政 策 課 長 高橋祐二
産 業 課 長 本内秀明 住 民 生 活 課 長 宮永博和
建 設 水 道 課 長 佐藤成芳 保 健 福 祉 課 長 安部昭彦
診 療 所 事 務 長 佐藤敬貴 教 育 次 長 新関 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長 小林浩二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜
- 8 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名議員指名の件
 - 日程第 2 認定第 1 号 平成26年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
 - 日程第 3 認定第 2 号 平成26年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 日程第 4 認定第 3 号 平成26年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 日程第 5 認定第 4 号 平成26年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 日程第 6 認定第 5 号 平成26年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 日程第 7 認定第 6 号 平成26年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第8 | 報告第3号 | 平成26年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件 |
| 日程第9 | 議案第49号 | 更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件（総務厚生常任委員会審査報告） |
| 日程第10 | 議案第50号 | 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件（総務厚生常任委員会審査報告） |
| 日程第11 | 議案第51号 | 更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件（総務厚生常任委員会審査報告） |
| 日程第12 | 意見書案第9号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件 |
| 日程第13 | 意見書案第10号 | 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の件 |
| 日程第14 | | 村政に関する一般質問 |
| 日程第15 | | 議員の派遣の件 |
| 日程第16 | | 閉会中の所管事務調査の件 |

9 会議録署名議員の指定

議長は会議録署名の指定に次の2名を指名した。

- 4 織田 忠司 5 上田 幸彦

議 事 の 経 過

- 議 長 ただいまの出席議員は、8名であります。
定足数に達しております。
これよりただちに本日の会議を開きます。 (10時00分)
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、
4番織田さん、5番上田さんを指名いたします。
- 議 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号、平成26年度
更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第7、認定第6号、
平成26年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件ま
での6件を一括議題といたします。
おはかりをいたします。
認定第1号、平成26年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、
認定第6号、平成26年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとす
る会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第1号、平成26年度更別村一般会計歳入歳出決算
認定の件から、認定第6号、平成26年度更別村公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条
の規定を適用しないで、審議を進めることに決定をしました。
引き続き審議を続けます。
164ページ、後期高齢者医療事業特別会計から再開をします。
歳入歳出一括して質疑に入ります。
補足説明を求めます。
安部保健福祉課長
- 保健福祉課長 それでは、平成26年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算
の補足説明をいたします。後期高齢者医療事業につきましては、都道
府県ごとに設置される広域連合により担うこととされております。市
町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請の届け出の受付、
被保険者証の引き渡し等、被保険者に身近な窓口業務を行っております。
別冊の平成26年度各会計決算資料の27ページに、後期高齢者医
療事業特別会計歳入歳出決算構成表を添付しておりますので、後ほど
ご参照願います。それでは、決算書より歳入から補足説明をいたしま
す。164ページ、165ページをお開きください。款1後期高齢者医療保

険料、項 1 後期高齢者医療保険料、予算現額 42,044 千円、調定額 41,599,400 円、収入済額 41,512,800 円、収入未済額が 86,600 円となっております。目 1 特別徴収保険料、節 1 現年度分では、調定額、収入済額とも同額の 12,456,700 円で、収納率は 100%となっております。目 2 普通徴収保険料、節 1 現年度分は、調定額 29,142,700 円、収入済額 29,053,100 円、収入未済額が 2 件の 86,600 円で、収納率は 99.7%となっております。なお、滞納者に対しては、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。款 2 繰入金、予算現額 12,214 千円、調定額 12,214,755 円、収入済額同額の決算です。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金 9,433,670 円は、保険料の軽減に対する補てん分です。一般会計で道より 4 分の 3 の負担があり、残り 4 分の 1 を村が上乘せしたものを繰り入れをしております。節 2 その他一般会計繰入金の備考欄、事務費対象分 1,781,085 円は、広域連合への事務費負担分 1,258 千円と村運営の一般事務経費 528,085 円を繰り入れしております。款 3 繰越金は、予算現額 414 千円、調定額、収入済額同額の決算でございます。款 4 諸収入は、予算現額 253 千円、調定額、収入済額ともありませんでした。166 ページ、167 ページをお開きください。款 5 広域連合支出金は、予算現額 20 千円、調定額が 15,627 円、収入済額が同額の決算でございます。後期高齢者の医療制度の周知等の経費に関する特例交付金の収入であります。これは事務費の特定財源となります。以上で、歳入の補足説明を終わります。続きまして、歳出について補足説明いたします。168 ページ、169 ページをお開きください。款 1 総務費は予算現額 542 千円、支出済額 538,712 円、不用額 3,288 円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費及び賦課徴収に係る経費等の支出分となっております。続きまして款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額 53,153 千円、支出済額 52,479,920 円、不用額 673,030 円の決算となっております。内訳につきましては、療養給付費に係る負担金 51,221,970 円と、事務費負担金 1,258 千円となっております。続きまして款 3 諸支出金、款 4 予備費については、予算の執行はありませんでしたので、全額が不用額となっております。以上で、歳出の補足説明を終わります。次に 170 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。1 歳入総額 53,157,182 円、歳出総額 53,018,682 円、歳入歳出差引額 138,500 円、5 の実質収支額は同額であります。以上で、後期高齢者医療事業特別会計の決算の補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、173 ページ、介護保険事業特別会計について、事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して質疑に入ります。

補足説明を求めます。

安部保健福祉課長

保健福祉課長

それでは、平成 26 年度介護保険事業特別会計、事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。別冊の平成 26 年度各会計決算資料 28 ページから 29 ページにわたり、介護保険事業特別会計事業勘定及び、介護保険事業の状況及び介護保険事業特別会計サービス事業勘定の歳入歳出決算構成表を添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。それでは決算書により、事業勘定の歳入から補足説明いたします。173 ページ、174 ページをお開きください。款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、予算現額 47,477 千円、調定額 48,077,070 円、収入済額 47,362,900 円、不納欠損額が 205,470 円、収入未済額が 508,700 円です。目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 現年度分は、収入済額で 47,038,900 円、収入未済額は 6 件で 247,700 円で、収納率は 99.82%です。節 2 滞納繰越分は、収入済額 54 千円、不納欠損額が 1 件で 205,470 円、収入未済額が 3 件で 261 千円、収納率は 10.38%となっております。不納欠損となった 1 件につきましては、平成 24 年 5 月に生活保護の支給が決定され、今後においても生活保護の支給廃止の見込みがなく、租税能力がないため、介護保険法第 200 条の規定により、納税の義務が消滅したことにより、不納欠損となったものでございます。なお、滞納者につきましては、催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。款 2 使用料及び手数料、予算現額 89 千円、調定額 89,800 円、収入済額が同額の決算となっております。介護予防に係る生活援助員の、介護予防事業に係る生活援助員の派遣手数料でございます。続きまして、款 3 国庫支出金、予算現額 70,481 千円、調定額 75,323,235 円、収入済額が同額の決算となっております。款 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分は、収入済額 50,636,390 円で、介護給付費に対する国のルール分、支出給付費が 115%、その他の給付は 20%となっておりますが、その負担分でございます。節 2 過年度分 886,905 円は、平成 25 年度分の精算によるものでございます。項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、収入済額 21,009 千円、で国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の 5%を基準として、調整交付金の名目で交付されているものでございます。目 2 地域支援事業交付金（介護予防事業）は、いきいき健康クラブ、貯筋塾等の介護予防事業の実施に係る交付金で、445,750 円の収入済額でございます。目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、家族介護支援、移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で、2,102,190 円の収入済額でございます。以下、地域支援に係る事業は支払基金交付金、道の交付金、村からの繰入金

についても、同様の内容となっております。目4事業費補助金、収入
済額 243 千円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金で
ございます。款4支払基金交付金は、予算現額 79,886 千円、調定額
79,885,680 円、収入済額同額の決算となっております。175 ページ、
176 ページをお開きください。項1支払基金交付金、目1介護給付費交
付金、節1現年度分は、2号被保険者に係る保険者の負担分としての
収入で、77,498 千円の収入済額となっております。節2過年度分
1,897,680 円は、平成 25 年度分の精算によるものでございます。目2
地域支援事業交付金は、介護予防事業の実施に係る交付金で、490 千円
の収入済額となっております。款5道支出金は、予算現額 37,875 千円、
調定額が 37,488,569 円、収入済額が同額の決算となっております。項
1道負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費に対する道のルー
ル分の負担分で、節1現年度分で 34,226,177 円、節2過年度分で
1,988,422 円の収入済額となっております。項2道補助金は、調定額
1,273,970 円、収入済額が同額でございます。目1地域支援事業交付金
(介護予防事業)は、介護予防事業の実施に係る交付金で 222,875 円
の収入済額です。目2地域支援事業交付金(包括的支援事業任意事業)
は、家族介護支援、移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に
係る交付金で、1,051,095 円の収入済額となっております。款6財産収
入は、予算現額 9 千円、調定額 8,144 円、収入済額同額の決算となっ
ております。これは介護保険事業基金積立金の預金利子でございます。
款7繰入金は、予算現額 48,754 千円、調定額 39,859,003 円、収入済
額同額の決算となっております。項1一般会計繰入金、目1介護給付
費繰入金は、介護給付に係る一般会計からのルール分の繰り入れで、
32,258,004 円の収入済額となっております。続きまして 177 ページ、
178 ページをお開きください。目2地域支援事業繰入金(介護予防事業)
は、180,740 円の収入済額となっております。目3地域支援事業繰入金
(包括的支援事業・任意事業)は、収入済額 1,113,921 円で、それぞ
れ国及び道の補助事業に伴い、村負担のルール分を繰り入れているも
のでございます。目4その他一般会計繰入金は、収入済額 5,401,257
円で、事務費分と地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の不足分
を繰り入れています。項2他会計繰入金、目1介護保険事業サービ
ス勘定繰入金、収入済額 560 千円は、介護保険事業サービス事業勘定
の剰余金を繰り入れたものでございます。項3繰入金、基金繰入金、
目1基金繰入金は、収入済額 345,081 円で、介護給付費がそれぞれの
ルール分で不足しましたので、繰り入れを行ったところでございます。
款8繰入金は、予算現額 98 千円、調定額 98,769 円、収入済額同額の
決算でございます。前年度からの繰越金となっております。款9諸収
入、予算現額 350 千円、調定額 351,400 円、収入済額同額の決算でご
ざいます。これは介護予防事業の参加料、貯筋塾、いきいき健康クラ

ブ等の、いきいき健康クラブの参加料の収入でございます。以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。次に歳出の補足説明をいたします。179 ページ、180 ページをお開きください。款1 総務費、予算現額 4,393 千円、支出済額 4,308,044 円、不用額 84,956 円の決算です。この会計における経常的な事務費、賦課徴収費、認定審査会経費及び共同設置、認定審査会の共同設置の負担金等の経費でございます。款2 保険給付費、予算現額 265,288 千円、支出済額 258,064,039 円、不用額が 7,223,961 円の決算です。この不用額は、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費での支出額が、支出額 207,964,296 円で、不用額が 5,379,384 円、不用額の内訳はですね、法定居宅サービス費 1,152,540 円、法定施設サービス給付費が 834,648 円、地域密着型居宅介護サービス給付費で 1,368,035 円、地域密着型施設介護サービス給付費 1,811,949 円の執行残が主なものでございます。項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等諸費での支出済額が 22,067,807 円で、不用額 1,188,193 円で、居宅介護予防サービス給付費 906,806 円、地域密着型介護予防サービス給付費が 100,038 円、介護予防サービス計画給付費 100,820 円の執行残が主なものでございます。項3 高額介護サービス費ですが、181 ページ、182 ページをお開きください。目1 高額介護サービス費の支出済額は 4,273,880 円で、不用額が 47,120 円の決算でございます。項4 高額介護医療合算介護サービス費、目1 高額介護医療合算介護サービス費の支出額は 2,983,376 円で、不用額が 167,944 円です。項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、支出済額 20,744,680 円、不用額が 441,320 円となっております。居宅及び施設での介護給付、地域密着型居宅施設の介護サービス等の法定給付費にあてられておりますが、要介護認定を受けた方の増加、及び介護度の高い方が利用が増加したため、前年度決算と比較し 18,615,947 円給付費は増加しております。款3 地域支援事業費は、予算額 10,236 千円、支出済額が 9,423,427 円、不用額が 812,573 円の決算です。この事業は、65 歳以上の高齢者に対する介護予防事業のほか、任意事業として生活援助員の配置を実施しているものでございます。183 ページ、184 ページをお開きください。款4 基金積立金は、予算現額 4,792 千円、支出済額が 4,781,151 円、不用額が 10,849 円の決算です。前年度の剰余金及び基金積立金の利子を積立てしております。款5 諸支出金、予算現額 110 千円、支出済額 109,592 円、不用額が 408 円の決算でございます。項1 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金も同額でございます。前年度の介護給付費等の精算による還付金を支出しております。款6 予備費、予算現額 200 千円ではありますが、流用支出がございましたので、全額が不用額となります。以上で、歳出の補足説明を終わります。次に、185 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。1 歳入総額

280,467,500 円、2歳出総額 276,686,253 円、3歳入歳出差引額 3,781,247 円、5 実質収支額同額であります。以上で、介護保険事業特別会計事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。次に、サービス事業勘定の補足説明をいたします。歳入からご説明いたします。188 ページ、189 ページをお開きください。款 1 サービス収入、予算現額 1,498 千円、調定額 1,483,180 円、収入済額同額でございます。項 1 予防給付費収入、目 1 新予防計画策定費収入も同額です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているものでございます。款 2 繰越金、予算現額 7 千円、収入済額 7,977 円、収入済額同額です。すいません。調定額 7,977 円、収入済額が同額でございます。これは前年度からの繰越金であります。諸収入、予算現額 1 千円で、収入実績はありませんでした。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。続きまして、歳出について補足説明いたします。190 ページ、191 ページをお開きください。款 1 サービス事業費は、予算現額 946 千円、支出済額 867,222 円、不用額が 78,778 円の決算となっております。項 1 居宅支援サービス事業費、目 1 居宅支援サービス事業費につきましては、この会計における包括支援センターの一般事務経費の支出です。目 2 新予防計画策定事業費につきましては、要支援 1、2 の高齢者を対象とした、新予防計画の策定経費を支出しております。続きまして、款 2 繰出金は、予算現額 560 千円、支出済額、不用額も、支出済額も同額の決算となっております。この会計の剰余金を事業勘定へ繰り出しているものでございます。以上で、歳出の補足説明を終わらせていただきます。次に 192 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。1歳入総額 1,491,157 円、2歳出総額 1,427,222 円、3歳入歳出差引額 63,935 円、5 実質収支額同額でございます。以上で、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

1 番 安村さん

1 番安村議員

少しちょっと確認の意味で、ご質問させていただきたいと思います。179 ページ、180 ページにおける款 2 保険給付費の中のですね、目 1 の介護サービス等の諸費に関する部分の、区分の節の 19 番目の負担金補助及び交付金の不用額について、もう少しちょっと、早すぎて内容がちよっと聞き取れなかった部分ありますので、少し内容も詳細にということも含めてですね、ご説明いただきたいというふうに思います。

議 長
保健福祉課長

安部保健福祉課長

給付費はですね、最後 3 月から 2 月のですね、事業実施に関しまして、4 月にまず最後の請求がきます。それでですね、一応給付費はもう、医療費も全部同じなんですけども、やはり介護度も毎月ですね、

ものによっては変わってくるということがありまして、ある程度の余裕を見込んでおります。それでですね、先ほど介護サービス等諸費の中で、法定居宅サービス費で 1,152,540 円、施設サービス、法定の施設サービス給付費で 834,648 円、地域密着型居宅介護サービス給付費で 1,368,035 円、地域密着型施設介護サービス給付費で 1,811,949 円の執行残となっておる、ということでございます。以上です。

議長 ほか、ございませんか。

1番 安村さん

1番安村議員 すいません、ちょっと認識不足もあって申し訳ないんですけども、今のご説明のそれぞれの施設なり介護保険の関係という部分の、年度の繰り越しの部分等、確定できない部分っていう解釈をしたんですけども、これ実質的にはそういう解釈であって、利用者が少なかったとかそういう理由ではない訳ですよ。

議長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 ええ、年度の繰り越して言うか、4月になってから最終請求が来ますので、ある程度ですね、余分を持っていないと4月の時点で補正予算もできませんので、払えなくなってしまいますんで、ある程度の余裕はみてやっております。急に対象者が減ったとか何かということではございません。

議長 ほか、ございませんか。

7番 本多さん

7番本多議員 ただ今説明ございましたけれども、現在の介護認定の状況っていうのは、どのようになっておられますか。昨年と比べてどういう状況なのか、お伺いしたいと思います。

議長 少々お時間ください。

安部保健福祉課長

保健福祉課長 すいません。介護認定のですね、人数でございますが、要支援1、2で45名、要介護1から5までで110名ということで、現在155名ですね、認定されているということでございます。以上でございます。

議長 7番 本多さん

7番本多議員 昨年に比べますと、どういう状況か、今後とも増える状況なのか、その辺についてお伺いします。

議長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 一概には言えませんが、対象者が増えてくるということは、介護認定の数も徐々に増えてはきているということでございます。昨年度の状況でございますが、少々お待ちください。昨年度ですね、25年度末ですけども、トータルで151名ということで、今年度に関して、あ、すいません、26年3月末で147名ということで、今の、155名というのは今現在の人数ですけども、26年度末、27年3月ということであれば、151名ですので、4名が増えているということになっております。

す。その内ですね、要介護に関しましては、101名から109名へ8名増加しております。以上です。

議長

ほか、ございませんか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

決算資料のですね、29ページにありますように、給付費の状況の中で、やはりあの18,000千円ほど増加している、そこによる主なものは、居宅サービスの給付費や密着型または施設サービスとなってございます。そこで施設サービスの関係についてですね、現在の状況といたしますか、先ほどのちょっと関連しますけど併せて施設として空きがあるのかないのかっていうことも含めて、待機者もいるのかっていうことも含めた中で、どういう状況か説明願います。

議長

安部保健福祉課長

保健福祉課長

施設入所ではですね、更別村コムニの里さらべつには29名、現在入所してはいますが、空きはございません。そして待機者はですね、10名ほどいるとお聞き、10名いるとお聞きしております。この分についてもですね、今年から要介護3以上でなければ、基本的に入所できないということになっておりますが、待機者の中では要介護3を満たしていない者もおりますが、これはもし空いた時に、入所時に判定されるものですから、要介護1、2で申込者もおりますけども、今のところ10名待機しているということでございます。以上です。

議長

1番 安村さん

1番安村議員

もう1度ちょっと、もう1件確認させてください。181ページ、182ページにおけるですね、項2の包括的支援事業における、目2任意事業費の中のですね、節13委託料の関係、ちょっと説明していなかったと思うんで、ちょっと内容等ですね、不用額の額も含めて少し詳細について説明願いたいと思います。

議長

安部保健福祉課長

保健福祉課長

181ページの地域生活自立支援事業の委託料ですけども、これはシルバーハウジングの管理業務の委託料で、社会福祉協議会に払っているものなんですけれども、不用額がですね、実は昨年、途中でですね、お辞めに、援助派遣員がお辞めになられたもので、その分、いない時の部分ですね、が委託料と支出してないものですから、その分は不用額となっております。以上です。

議長

1番 安村さん

1番安村議員

すいませんけども、余分な話を聞いてしまう部分があるかもしれませんが、ただ今のシルバーハウスの関係の管理人の関係のお話が出て、一時不在になったという説明でございまして、ちょっとあの、なぜ不在になったのかっていう部分も含めて、多少説明いただければありがたいです。

議長

今、ちょっと時間くださいっていうことなんで、休憩いたします。

| | | |
|---------------|--|----------|
| | | (10時35分) |
| 議 長 | 会議を再開をいたします。 | (10時43分) |
| 保健福祉課長 | 安部保健福祉課長 生活援助員なんですけども、募集をかけたけど、なかなか応募される方がいなくて、村内にはいなくて、村外等への応募も実施し、今のところ実施してやったものです。で、その間ちょっと生活援助員がいなかったということになります。以上です。 | |
| 議 長 1番安村議員 | 1番 安村さん 今の説明のとおりですね、やはり受益者の不便になるような対策についてですね、いくらこの部分の運営に関する委託っていいですか、そういう事務っていうか、委託人がいるといえどもですね、やっぱりそういう部分で、丸投げとは言いませんけども、やっぱりそういう部分をきちっと目配り、気配りしながらですね、この制度についてですね、やっぱり人員配置も含めてですね、やっぱり指導していただきたいというふうに強く要望し、改善も含めてですね、今後きちっとできるようにお願いっていうか、思っているところでございますのでよろしくをお願いします。 | |
| 議 長 保健福祉課長 | 安部保健福祉課長 委託先への指導も含めまして、きちんとやっていきたいと思えます。以上です。 | |
| 議 長 保健福祉課長 | ほか、ありませんか。 議長、すいません。説明でちょっと一部間違いがありましたので、訂正させていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。 | |
| 議 長 保健福祉課長 | 安部保健福祉課長 すいません。先ほどですね、歳出の補足説明の中で、介護保険事業勘定の歳出の補足説明、183ページの予備費なんですけれども、充用がありませんでしたと言いましたけど、ちょっと間違えています。すいません。予算額、当初予算額1,000千円で、充用を款2保険給付費に800千円充用しておりますというふうに、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。 | |
| 議 長 | 訂正がありました。 ほか、介護保険事業、ありませんか。 (ありませんの声あり) | |
| 議 長 | 以上で、介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。 次に、195ページ、簡易水道事業特別会計について、歳入歳出を一括して質疑に入ります。 補足説明を求めます。 佐藤建設水道課長 | |
| 建設水道課長 | それでは、平成26年度簡易水道事業特別会計の決算について、補足説明させていただきます。それでは歳入から説明させていただきます。 | |

195、196 ページです。款 1 分担金及び負担金は、予算現額 286 千円、収入済額 462 千円となっております。これは給水工事に伴う負担金です。款 2 使用料及び手数料は、予算現額 33,550 千円、収入済 33,684,340 円で、収入未済額は 316,450 円となっております。項 1 使用料、目 1 水道使用量で、収入未済額は同額となっております。内容は、現年度分 36 件 159,380 円、過年度分 7 件 157,070 円で、8 月 20 日現在で 113,940 円を徴収し、残り 202,510 円が収入未済額となり、引き続き収納に努めているところであります。款 3 繰入金、予算現額 8,610 千円、収入済額 7,842 千円です。款 4 繰越金、予算現額 132 千円、収入済額 132,893 円です。款 5 諸収入、予算現額 2 千円で、収入済額はございません。以上で、歳入を終わらせていただきます。続きまして、歳出を説明させていただきます。199 ページ、200 ページをお開きください。款 1 水道経営費、予算現額 32,955 千円、支出済額 32,442,083 円、不用額 512,917 円となっております。項 1 水道経営費、目 1 水道管理費の主な事業は、備考欄(1)水道施設維持管理経費の節 15 工事請負費と節 18 備品購入費の中で、8 年で交換しておりますメーターの取り換え経費であります。節 19 負担金補助及び交付金は、中札内共同施設維持管理経費となっております。前年度に節 13 の委託料で、排雪清掃と漏水調査、節 15 で工事請負費の中で、排水池人孔蓋取換工事を、(4)の水道施設整備事業の節 15 工事請負費で、調剤薬局給水管敷設工事を実施しております。不用額の主なものは、節 11 需用費 229,155 円は、備考欄(1)水道施設維持管理経費の水道施設修繕費の執行残で、節 19 負担金補助及び交付金 188,788 円は、同じく(1)水道施設維持管理経費の中札内村共同管理負担金で、水道施設修繕費の執行残によるものです。目 2 受水費は、予算現額 9,469 千円、支出済額 9,468,564 円、不用額 436 円となっております。十勝中部広域水道企業団からの受水に対する負担金でございます。次に 201 ページ、202 ページをお開きください。款 2 公債費は、予算現額 9,525 千円、支出済額 9,524,704 円で、不用額 296 円となっております。(3)予備費、予算現額 100 千円で、不用額は同額となっております。203 ページをお開きください。実質収支に関する調書で、歳入総額 42,121,233 円、歳出総額 41,966,787 円、歳入歳出差引額 154,446 円で、実質収支額も同額の 154,446 円になっております。以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6 番 村瀬さん

6 番村瀬議員

歳入の方なんですけれど、196 ページ、款 2 の使用料及び手数料になりますが、水道使用につきましては、前年対比にしますと 7,000 千円くらいの減額になってるかと思います。まずその辺の理由について伺います。

議長
建設水道課長

佐藤建設水道課長

この件に関しましては、先日も、昨日もっていうか、前にも村長の方からお話ありました料金改定をしたことによりまして、というところでございます。内容としましてはですね、上下水道使用水量の少ない方を対象とした救済措置を考えるということで、5トン未満の料金設定を設けるということを考えてるという中で、相対的に減収が予想されるということで、水道料金を改正前は10トン2千円だったんですが、それを1,800円にしたということと、その内容ともう一つ下水道料金は今1,500円でしたが、1,800円にしましたと、で一応今までちょっとばらばらな料金だったのが、まず統一を、まず図るとというのが一つの点、それから上水道、下水道料併せて、改定前は併せると3,500円だったんですが、今回改正することによって両方併せて3,600円ということになりまして、トータルでも100円アップ分という形になります。で、この分を今回5トン未満の利用に充てるというような形で、上下水道トータルで、あまり料金が変わらないというような設定をしたというのが経緯でございます。

議長
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

大変住民にとってはありがたいなっていう話にはなるわけなんです、ちょっと1点だけ気になるのはですね、使用料安くしたところで、最終的にはまだ財政補てんが3,000千円くらいあるという状況になってます。これのシミュレートも行ってですね、決めるその見積りが少し多かったのかな、少なかったのかはちょっとわかりませんけれど、その辺のシミュレートと今回の実績についての比については、ほぼ予定とおりにということでしょうか。

議長
建設水道課長

佐藤建設水道課長

今回の料金に関しましては、この水道使用量に関しましてはシミュレーションとおりにという形、ほぼシミュレーションとおりにという形になっております。

議長

ほか、ございませんか。

(ありませんの声あり)

議長

以上で、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に206ページ、公共下水道事業特別会計について、歳入歳出を一括して質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長

建設水道課長

それでは平成26年度公共下水道事業特別会計の決算について、補足説明させていただきます。それでは歳入から説明させていただきます。206ページ、207ページです。款1分担金及び負担金、予算現額1,786千円、収入済額1,786,800円となっております。款2使用料及び手数

料、予算現額 46,877 千円、収入済額 46,741,690 円で、収入未済額は 265,650 円になっています。項 1 使用料、目 1 下水道使用料で、収入未済額は 190,800 円で、内容は現年度分 31 件、129,380 円、過年度分 8 件、61,420 円で、8 月 20 日現在で 86,120 円を徴収し、残り 104,680 円が収入未済額となっております。目 2 農業集落排水施設使用料の収入未済額は 13,650 円で、内容は現年度分 4 件 11,700 円、過年度分 1 件 1,950 円で、8 月 20 日現在で 11,700 円を徴収し、残り 1,950 円が収入未済額となっております。目 3 個別排水処理施設使用料の収入未済額 61,200 円で、内容は現年度分 1 件 25,500 円、過年度分 1 件 35,700 円で、8 月 20 日現在で 5,100 円を徴収し、残り 56,100 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。款 3 国庫支出金、予算現額 9,200 千円、収入済額 9,200,320 円です。更別浄化センター電気設備監視装置更新工事によるものでございます。款 4 繰入金、予算現額 70,813 千円、収入済額 67,347 千円です。款 5 繰越金、予算現額 128 千円で、収入済額 128,905 円です。208 ページ、209 ページをお開きください。款 6 諸収入、予算現額 462 千円で、収入済額 460,091 円です。主なものとして、項 2 貸付金元利収入、目 1 水洗便所改造等資金預託金元利収入で、内容は 600 千円を上限に、金融機関から個人が借り入れるための 3 分の 1 の預託金で、年度末に精算するものです。款 7 村債、予算現額 14,200 千円、収入済額 14,200 千円で、特定環境保全公共下水道事業と個別排水処理施設整備事業分です。以上で、歳入を終わらせていただきます。続きまして、歳出に入らせていただきます。210 ページ、211 ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額 61,108 千円、支出済額 57,562,324 円、不用額 3,545,676 円となっています。主な不用額は、項 2 施設管理費、目 1 下水道施設管理費で、節 11 需用費の 1,818,569 円は、公共污水ますの修繕費及び浄化センター施設の修繕費の執行残によるものです。目 2 農業集落排水施設管理費で、節 11 需用費の 626,420 円は、備考欄(11)需用費で公共ますの修繕費及び処理場修繕費の執行残によるものでございます。212 ページ、213 ページをお開きください。目 3 個別排水施設管理費で、節 12 役務費の 220,460 円は、汚泥処理運搬費の執行残でございます。款 2 事業費、予算現額 29,170 千円、支出済額 29,058,264 円、不用額 111,736 円となっています。主な事業は、項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費、213 ページ備考欄(1)下水道施設整備事業の節 15 工事請負費で、事業内容は歳入でも説明しましたが、浄化センターの工事を実施しております。目 3、項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費については、213 ページ備考欄(1)個別排水処理施設整備費、節 15 工事請負費で 5 基の整備を図っております。款 3 公債費、予算現額 53,088 千円、支出済額 53,087,623 円、不用額 377 円は、長期債償還元金と長期債償還利子でございます。214 ページ、215

ページをお開きください。款4 予備費、予算現額 100 千円で不用額は同額となっております。216 ページをお開きください。実質収支に関する調書で、歳入総額 139,864,806 円、歳出総額 139,708,211 円、歳入歳出差引額 156,595 円で、実質収支額も同額の 156,595 円になっております。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員

歳出なんです、210 ページ、211 ページ、ちょっと予算の組み方の関係も含めましてですね、目1の下水道施設管理費で補正予算がされてございます。当初予算より膨らませた現予算額が、支出済額では当初予算よりも減額している、そしてさらに不用額が2,300 千円というような形になってございます。ここでの補正をプラスすること、このなんでこの補正をして、逆に支出が当初よりも少なくなったかというような、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

議長

佐藤建設水道課長

建設水道課長

補正予算額 258 千円の内容でございまして、電気料金の値上げによりまして、光熱水費を追加したということでございます。不用額に関しましては、先ほどもちょっと説明申し上げましたが、修繕費が残ってしまったということで、結果的には予算をちょっとオーバーしてしましますが、ちょっとこの辺については、修繕費に関しましてはちょっと最後までわからないということもございまして、このような結果ということになったことでございます。

議長

ほか、ございませんか。
(ありませんの声あり)

議長

以上で、公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。
各特別会計の歳入歳出決算について、質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、うけたまわりたいと思います。
発言にあたっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

1番 安村さん

1番安村議員

総括的な部分での、ご質問させていただきたいというふうに思います。実を言いますと、今220 ページ、基金の関係の積み上げ、220 ページの221 ページに対して相対的なそれぞれの区別の基金の積み上げ額並びにですね、ちょっと飛んでしまって申し訳ございません。223 ページのですね、

議長

安村さん、財産の説明が後であります。その時によりしく願います。

1番安村議員

したら後で、ごめんなさい。

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>ほか、ありませんか、全般とおして。 ございません。 (ありませんの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>以上で、各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。 続いて、217ページ財産に関する調書に入ります。 補足説明を求めます。 吉本総務課長</p> |
| 総務課長 | <p>財産に関する調書につきまして、説明させていただきます。217 ページになります。1 土地の部(1)行政財産では、年度末現在高 14,354,456 m²で、前年度比較 18,980 m²の増となっております。その他欄で 18,980 m²の増は、道営事業に係る用地が北海道から譲与された土地で、6,538 m²、明渠排水用地として財務省から譲与された土地 2,698 m²、南 11 線東 12 号明渠排水路事業に伴う用地買収で 9,744 m²が増となっております。(2)普通財産では、年度末現在高 2,518,810 m²で、前年度比較 50,526 m²減となっております。宅地の 509 m²の減は、コムニ団地 2 区画の売却と一区画買い戻しによるものでございます。その他 50,017 m²の減につきましては、太陽光発電施設用地として原野 50,358 m²を売却いたしました。その他分筆により、地積錯誤 341 m²の増となっております。なお売却しました原野につきましては、平成 25 年度に売却しておりますけれども、所有権移転登記が年度を超えたことにより、今年度の移動としております。(2)の 1 山林ですが、流木の推定蓄積量は 3,712 m³増の 239,377 m³となっております。これにつきましては、樹齢が 10 年を超えますと蓄積量にカウントされることになってございます。218、219 ページをお開きください。2 建物の部、木造欄、行政財産、公共用財産、公営住宅 799 m²の増は、若葉団地 3 棟 10 戸を建替えにより取得しております。その他の施設 8 m²の増は、農村公園内に多目的トイレを建設取得したものでございます。219 ページになります。非木造の公営住宅 757 m²の減は、若葉団地 4 棟 16 戸と物置き 8 棟を取り壊したことによるものでございます。その他の施設 50 m²は、改善センターの増築による増となっております。木造と非木造合計 100 m²の増で、決算年度末現在高 73,968 m²となるものでございます。220、221 ページをお開きください。3 基金につきましては、221 ページの集計欄(1)土地開発基金、一般会計 9 基金及び特別会計 2 基金総計で、5,212,471,630 円の残高となっております。それぞれの基金の 3 列目、決算年度中増減高の欄には平成 26 年 4 月から 5 月の、右から 2 列目、債権または債務の欄につきましては平成 27 年 4 月から 5 月の、それぞれ出納整理期間中に取り崩した額、利子積立て分及び積増し分を記載しております。前年度比較 119,348,810 円の減となりました。なお各基金の詳細につきましては、別紙の平成 26 年度基金管理運用状況調も提出させていただいておりますので、ご参照を願います。222、223 ページをお開きく</p> |

ださい。4 有価証券の増減はございません。5 出資に係る権利では、出資金で十勝中部広域水道企業団の 2,224 千円につきましては、事業実施に伴う償還分を出資したことによる増となっております。決算書 82 ページ、簡易水道費の出資金と一致いたします。出捐金の増減はございません。決算年度末現在高 213,256,536 円となっております。6 その他で、北海道備荒資金組合納付金状況につきましては、普通納付金 6,372,306 円には新規納付分 5,000 千円を含んでおります。超過納付金につきましては、205,918,755 円には新規納付分 200,000 千円を含んでおります。決算年度末現在高 1,084,850,321 円となっております。なお、利率につきましては、普通納付分で 1.01%、超過納付金で 0.8%、合計で単純計算ですけれども 0.84%の利率となっております。224 ページをお開きください。7 物品では、購入価格 1 物品あたり 300 千円以上を掲載しております。通信機器で地域情報通信無線の電波が届きにくい地区に中継局 1 基を設置しました。土木機械で小型ハイブリッド除雪機 1 台購入による増、車両で 2 台減となっております。雑機械及び器具でプロジェクター、映写機、サーバー、パソコン等 34 台減、それから凍結防止剤小型散布機、家屋評価管理システム、国保システム等 6 台の増となっております。工作物でどんちゃん着ぐるみを新たに制作しました。それから真空湯煎器とガスレンジを廃棄し、1 減となっております。8 の無体財産権は移動がございません。ちなみに著作権 11 につきましては、本村が加入しております北海道電子自治体共同開発協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番 安村さん

1 番安村議員

大変申し訳ございませんでした。改めてですね、ちょっと確認等をさせていただきたいと思います。実は相対的に決算、内容的にですね、220 ページから 221 ページにかけてということで、基金の動向が示され、なおかつ総務課長が今ご説明したように、前年度対比 119,000 千円ほど基金が減額されていると、積み崩しされているという中でございまして、かつですね、223 ページのその他の積立金、いわゆるその、北海道備荒資金の関係の詳細についてご説明頂いたんですけども、どうも私初めての経験で、うまく表現できない部分あるんですけども、このように 1 年間の動向を見てますと、一般会計においてですね、特別会計も含めてですね、非常に追加予算も含めてということで、苦労しながら予算措置をして、なおかつですね、必要に応じて財政調整基金の取崩しも含めていって運用しているわけなんですけども、最終的な決算を見ますとですね、やはりどの部署もありがたいことに黒字決算になってるという部分があつてですね、その部分が逆に言えば、端的に

言えば、備荒資金の中に積み上がっているとしかどうも見えないっていうか、そういうふうにもどうも解釈されがちになるのではないかなというふうに思ってます。って言いますのは、1点はですね、やっぱりあのその時々ですね、補正予算減額並びに増額の予算審議できるわけですから、やっぱり大きな移動についてはですね、適正にやっぱり移動してく、図っていただきたい、議会に提案していただきたいという部分がありまして、それらを含めるとですね、今回の備荒資金の増額部分、新規も含めてという話でございますけども、その分の積立並びにですね、積立ての増額に対する基金の減額っていう部分の、その考え方がどうなのかっていうのが1点、質問としてお答えいただきたいと思えます。それともう1点につきましては、その他の備荒資金についてですね、これあの、普通納付金とですね、超過納付金あるんですけども、これってどこまで積み上げなきゃなんないのかっていう部分を含めてですね、ちょっと付帯説明していただければありがたいというふうに思っております。

議長
総務課長

吉本総務課長

基金につきまして、ちょっと説明させていただきます。財政調整基金 200,000 千円を取り崩してですね、備荒資金組合の超過納付金に積増しをしたんですけども、内情を言いますと、220 ページの財政調整基金、26 年度末 1,800,000 千円ほどございまして、取り崩さなければ 2,000,000 千円を超える、管内トップに躍り出るっていうのがありましてですね、って言いますのは、これは特定目的基金でないものですから、余裕があるからどんどん、どんどん増やしてますねっていう見方をされます。で、基金、要は同じ基金という対策もできますけども、それで利率の高い備荒資金組合にその分そっくり移したということでございます。管内どこもですね、備荒資金組合に積み替えていっている実態はございます。それで先ほどご質問の普通納付金につきましては、150,000 千円でありましたけども、それを 300,000 千円に、上限 300,000 千円にするという備荒資金組合の条例改正がございました。で、1%程度の利率は今後も確保しますよということでございます。ただし超過納付金につきましては、26 年度末は 0.8%程度の利率だったんですけども、将来的には 0.5%程度になるということになってございます。で、普通納付金につきましては、災害復旧以外は取崩しは認めないっていうこと、約束になってございます。超過納付金につきましては、おろしたい時におろして結構ですという運用ができます。以上でございます。

議長

総務課長、それはお金の流れであって、安村さんが聞いているのはそのことも含めてだけど、その不用額を残して、貯金をすることがどうなんですかと、その答えは。

吉本総務課長

総務課長

実質収支 110,000 千円ほどございますけども、年によって若干違うんですけども、特別会計の繰出金で数千万余る年もございますし、歳入が予算より多く入ってくる場合もございますし、実質収支につきましては、だいたい 100,000 千円前後、毎年繰り越しがございます。で、確実に収入が見込めるっていうものについては、それぞれ担当課の方で補正してございまして、この額が更別の予算規模で多いか少ないかはちょっと微妙なところではございますけども、確実に収入となるもので、支出の残もですね、何百万単位で不用額を残しているがために、このような 110,000 千円ほどの余剰金となるものでございますけども、不用額が残ってございますけども、これにつきましてもですね、それぞれ科目によってですけども、何百万も残、残してしまう、執行残があるっていうことでございますので、なかなか読み切れないうということもあります。この不用額につきましては、過去にもですね、質問を受けた経緯はあります。最高 200,000 千円近く残した年もございますけども、まあ翌年度繰り越した額も含めてですけども、そのような不用額という年もございましたけども、確実に入ってくるもの、出ていく分っていう読みでやっておりますので、特別会計が収支が良かったために一般会計からの繰出しが少なくて済む、っていう残が結構ございます。ちょっと回答になっていきますでしょうか。

議長

ほか、ございませんか。

1 番 安村さん

1 番安村議員

今、備荒資金の関係の積み上げについてのご回答いただいたんですけども、普通につきましては上限決まっているというご回答いただいたんですけども、超過の分については資本目的に限定されるだけの説明であって、ちょっとその上限があるのがどうなのかっていう部分、ちょっともう 1 度確認させていただきたいというふうに思います。

議長

吉本総務課長

総務課長

普通納付金につきましては、150,000 千円から 300,000 千円に改正されましたけども、超過納付金は無制限でございます。いくらが限度っていうことは決められておりません。以上でございます。

議長

ほか、ございませんか。よろしいですね。

(ありませんの声あり)

議長

以上で、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから、認定第 1 号、平成 26 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第 1 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第1号については認定することに決定をしました。</p> <p>次に、認定第2号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第2号については認定することに決定をしました。</p> <p>次に、認定第3号、平成26年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第3号については認定することに決定をしました。</p> <p>次に、認定第4号、平成26年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第4号については認定することに決定をしました。</p> <p>次に、認定第5号、平成26年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、認定第5号については認定することに決定をしました。 次に、認定第6号、平成26年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。 討論の発言を許します。 |
| 議 | 長 | (原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから、本件について採決を行います。 認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。 |
| 議 | 長 | (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、認定第6号については認定することに決定をいたしました。 |
| 議 | 長 | この際、11時30分まで休憩といたします。 (11時27分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11時30分) おはかりをいたします。 休憩中に、村長から報告第3号、平成26年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件が提出をされました。 |
| 議 | 長 | この際、これを日程に追加をし、ただちに議題としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 |
| 議 | 長 | したがって、報告第3号、平成26年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を日程に追加をし、議題とすることに決定をいたしました。 |
| 議 | 長 | 日程第8、報告第3号、平成26年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。 |
| 村 | 長 | 西山村長 報告第3号、平成26年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。平成26年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律、平成19年法律第94号、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別紙のとおり報告するものであります。なお、この件に関しましては、吉本総務課長より補足説明をさせていただきます。以上、報告いたします。よろしく お願いいたします。 |
| 議 | 長 | 吉本総務課長 |

総務課長

補足説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、平成26年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書をご覧いただきたいと思っております。1の健全化判断比率の欄でございます。4つの指標がございまして、1列目の実質赤字比率につきましては、中程にですね、米印で数字が載ってます。負け数となっておりますので表示してございませぬけども、この計算につきましては、分子となりますのが、決算資料1ページに記載されております一般会計実質収支額114,426千円、分母となりますのが決算資料33ページに記載しております標準財政規模2,902,831千円の計算となるものでございます。△の3.94%となっております。2列目の連結実質赤字比率でございます。これにつきましても、負け数になりますので表示してございませぬ。分子となりますのが、全会計の実質収支額でございます。決算資料1ページの合計額130,236千円、分母につきましては、決算資料33ページの標準財政規模2,902,831千円という計算になります。△の4.48%となります。3列目の実質公債費比率でございます。7.1%になってございます。これにつきましては平成24年から26年度の3カ年平均でございます。決算資料33ページに記載されております。新たな借金をする場合、18%未満は知事の同意が必要となります。18%以上25%未満ですと、知事の許可がいらいます。25%以上につきましては、借金する場合は制限されることが考えられます。4列目の将来負担比率でございます。これにつきましても、負け数となるので表示してございませぬ。地方債の現在高、これは特別会計、一部事務組合等の、も含みまして地方債の現在高、それから債務負担行為に基づく将来支出する予定額、それから一般会計における退職手当の負担予定額、実質赤字額等、これらの額から充当可能な基金や特定財源を差し引く等、総務省が示す計算式にあてはめて算出してございます。なお、括弧書きにつきましては、どれか1つでもこの%を上回りますと、健全化計画等の作成が求められるというものでございます。2つ目の資金不足比率でございます。本村につきましては、簡易水道事業と公共下水道事業の2つの特別会計が該当いたします。両会計とも資金不足比率は発生しておりませぬ。料金収入等、受益者の応分負担でまかなわれていることを示すものでございます。資金不足に陥りますと、料金の値上げ等、何らかの経営改善を図らなければなりません。20%以上の場合は、経営健全化計画を定めることとされております。なお、5つの指標につきまして、監査委員の審査意見書にですね、その旨記載されておりますのでお目通しいただければと思っております。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。よろしいですね。

議長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終了し、報告済といたします。

この際、関連がありますので、日程第9、議案第49号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件、日程第10、議案第50号更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件及び日程第11、議案第51号、更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件の3件を一括議題といたします。

議案第49号、議案第50号及び議案第51号について、委員長に審査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

それでは今般、第3回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9月11日、担当課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。その結果についてご報告申し上げます。議案第49号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件は、とちぎ広域消防事務組合の設立により、消防団に関する事務が村に承継されることから、消防団の設置、名称及び管轄区域を定めるものです。議案第50号、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件も、同様の理由により、消防団員の定員、任免、給与、分限、懲戒、服務、その他身分取扱いに関する事項を定めるものであります。議案第51号、更別村非常勤消防団員報償金条例制定の件も、同様の理由により、消防団員が消防活動に従事するにあたって、その職務を遂行し、そのため、死亡又は障害の状態となった場合に授与する報奨金に関する事項を定めるものであります。慎重に審査をいたしました結果、当委員会は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で審査の報告といたします。

議長

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第49号、議案第50号及び議案第51号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、可決であります。

これから、議案第49号、議案第50号及び議案第51号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(委員長報告賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第49号、更別消防団の設置、名称及び区域に関する条例制定の件、議案第50号、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例制定の件及び議案第51号、更別村非常勤消防団員報償金

条例制定の件を一括して採決をいたします。議案第 49 号、議案第 50 号及び議案第 51 号に対する委員長報告は、可決であります。議案第 49 号、議案第 50 号及び議案第 51 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、議案第 50 号及び議案第 51 号は可決をされました。

議 長

日程第 12、意見書案第 9 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4 番 織田さん

4 番織田議員

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化等に大きく寄与してきました。しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されています。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対して大きな関心と期待が寄せられており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備の事業及び治山事業や森林整備の加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備等、さまざまな取り組みを支援してきました。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の実施・強化を図ることを求め、別紙意見書を、安村議員の賛同を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決をされました。

議 長

日程第13、意見書案第10号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 太田さん

2番太田議員

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されない人が調査対象の6割近くに上っています。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されているうえ、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等にも影響を与えています。外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税が課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また、税負担の公平性を確保する観点から、国外扶養親族の原則廃止等、扶養控除制度の抜本的な見直しを求め、別紙意見書を、村瀬議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。まして提案の理由といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

- 議 長 これでは議論を終わります。
これから意見書案第 10 号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の件を採決いたします。
- 議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決をされました。
ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩といたします。
(11 時 51 分)
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(13 時 30 分)
休憩中に、安村議員の質疑、備荒資金組合積立金に対する答弁の修正を求められております。吉本課長より発言を求められましたので、これを許します。
- 議 長 吉本総務課長
訂正させていただきます。安村議員からの備荒資金組合の普通納付金と超過納付金の答弁でですね、普通納付金については災害復旧以外には下ろせないっていう答弁をしましたが、組合の規約改正でですね、先ほど健全化比率等、説明させていただきましたけども、括弧書きの数値を超えた場合、健全化計画を作成しなきゃならない市町村は、特例として取崩しを認めるということになってございます。それから超過納付金ですけども、無制限に積み立てることができるという答弁をいたしましたけども、規約の条文が追加されておまして、限度額が設けられております。で、当該市町村のですね、普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額の 2 分の 1 の金額を限度とするということになってございます。更別村は、2,600,000 千円程度でございますので、1,300,000 千円が超過納付金の限度額ということになります。で、町村、大きな町村になりますと、この基準財政需要額、何十億ってなりますけども、最高上限は 3,000,000 千円これを超えることはできないってことになってございます。間違った答弁をしまして、申し訳ございませんでした。以上、訂正してお詫び申し上げます。以上でございます。
- 議 長 安村さん、よろしいですか。
(はい、よろしいですの声あり)
- 議 長 日程第 14、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。
- 1 番 安村議員 1 番 安村さん
それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。早速、質問に入りたいと思います。今回の質問につきましては、先の補正予算審議並びに一般質問からの、特に私自身がですね、村民目線として気がかりであり、是非とも改善実現に向けた取り組みを行っていただきたいという 2 点に絞った中です

ね、質問させていただきたいと思いますので、是非とも前向きで明確なご回答を期待したいというふうに思います。それでは、まず第1点目でございますけども、更別村といえどもですね、年々高齢化が進む中において、高齢化対策、種々取り進めているわけございまして、幸い更別村は十勝管内でもいち早く総合的な支援という形の中ですね、高齢者対策、あるいは介護サービス等の諸施策を実施し、その行政手腕につきましても、少なからず高い評価をしているところでございます。高齢者向け住宅、シルバーハウスの確保、あるいは小規模型支援ハウスの設置、地域密着型介護老人福祉施設の誘致等、時々の方の政策を的確に利活用し、関係機関との連携を図りつつ、事業展開をしているところでありますが、それら運用面において、十分な機能を果たしているかといいますと、私自身の現状認識では、高齢者に対する抜本的対策が後手になっているのではないかという疑問を持っているわけでございます。現状での国の施策においては、医療、介護等の費用負担増加に伴い、高齢者に対する看護制度の、介護制度の見直しも含め、有料老人施設への移行を強めていると痛切に感じているところであります。それから、それら実態を踏まえ、地域においては、高齢者介護制度対策における制度改正等により、地域負担はもとより、より厳しい財政負担が用いられているのも実態ではないかというふうに判断しているところでございます。ですので、地域として高齢者の要望を踏まえた生活支援の対応について、今一度、再考察する必要性があると考えております。そこでですね、確認事項も含めてということでございますけども、現状の更別村の高齢者自立支援シルバーハウスの入居状況、あるいは年々介護認定及び制度利用基準が厳しさを増す介護制度の中で、高齢者支援ハウスの部分の入居者の状況、あるいは地域密着型介護保険施設の村内高齢者の入居状況について、あるいは後ほど、また他の議員がご質問させていただくと思うんですけども、元気の里さらべつの関係の現状の部分についての、まず1点目、ご説明をいただきたいというふうに思っております。

議 長
村 長

西山村長

安村議員さんからの質問にお答えをいたします。第1点目のですね、更別村高齢者のですね、それぞれの施設におけるですね、利用実態、状況についてご説明申し上げます。村内にはですね、一般に言われる高齢者向け施設、住宅、それと村が管理するですね、シルバーハウジング、支援ハウス、社会福祉法人博愛会がですね、運営する地域密着型介護老人福祉施設コムの里さらべつ、福祉法人元気の里とかが運営するグループホーム元気の里さらべつ、の各施設がございまして。シルバーハウジングはですね、30戸でですね、38人が入居しております。9月1日現在でですね、空き室はなくですね、待機者は4世帯7名であります。支援ハウスは18室で18名が入居しており、入居希望

者が10名ほど待機しておりますが、入居要件を空き室ができた時点での判断となりますので、全員が順番に入れるということではありません。コムの里さらべつは定員29名で、現在29名が入所しております。待機者は10名となっておりますが、介護保険法の改正により、平成27年4月1日からですね。入所要件が原則的に要介護度3以上となったことからですね、待機者全員がですね、空きができればすぐ入所できるということではない状況になっております。グループホーム元気の里さらべつは、入居定員18名で、現在18名入居しており、待機者が8名となっております。またですね、村外にもですね、施設に入居されてる方おられましてですね、介護老人福祉施設ですね、いわゆる特老、特別養護老人ホームですけれども、中札内村のですね、恵津美ハイツに1名、帯広市のですね、けいせい苑に1名、介護老人保健施設にはですね、幕別町のあかしやに1名、大樹町のひかりに4名、帯広市のですね、ヴィラ開西に2名、池田町のびりかに1名の計10名が入居しています。以上が実態でございます。

議長
1番安村議員

1番 安村さん

ただ今、種々更別の施設に関するご説明をいただいたわけでございますけれども、いずれにしても私が懸念しているのは、例外なく更別村も高齢化が進む中でですね、制度上先ほども申し上げましたけれども、どうもそういう介護施設云々くんぬん、という部分からですね、やっぱり有料施設に移っているというのが実態でございまして、それが今後の高齢者の中にですね、施設ありき、いわゆるその失礼な言い方ですけども、更別村のシルバーハウスなり、介護老人ホームなり、コムの里なりっていう部分でですね、どうしてもやはりある意味では入居を希望しない方々がどうしても出てくるんじゃないか、まあ、いわゆる集団生活の中においてですね、やはり自立した中で自分の部分で、責任において、老後を過ごしたい、あるいは余生を過ごしたいっていう方も、当然いるというふうに判断できるのではないかなというふうに思っているところでございます。で、今説明した中でですね、一番大事だというよりも、今の状況を勘案する前提としてですね、今現在更別村の27年の9月1日現在の、いわゆる70歳以上の方の、俗に言う後期、前期は別にしてですね、高齢者の方がですね、730名いらっしゃるわけですよ。よろしいですか。その中の、なおかつ75歳以上の高齢者の方がですね567名、9月1日現在でいらっしゃるわけですよ。ということは、今ご説明いただきました様々な施設の関係の入居者状況を総合するとですね、おおむね100名ちょっと超える103名ですか、これちょっと単純計算で申し訳ないです、103名の方が対策がなされていて、で待機者がですね、今の説明だとおおむね28名の方が待機者がいらっしゃるという説明になるかと思うんですね。で、じゃあその他の人たち、俗に言う後期高齢者の567名の方マイナス100何名の方、

それを除いて、他の人達はパークゴルフもやってるし、何もやってるし、健康なんだな、と言ってしまえば、はっきり言ってそれまでなんですけども、私はどうもそういう現状を見ると、そういう現状にはなっていないのではないかなというふうに判断してるんですね。って言いますのは、やはりそういう部分で、老夫婦2人で自宅で暮らしてる方もいらっしゃいますし、1人で暮らしてる方もいらっしゃる、あるいは公営住宅等をご利用させていただきながら暮らしてる方もいらっしゃる。で、ここからが重要な案件っていうか、私が求めたいっていうか、ご提案申し上げたいところなんですけども、やはり各施設の関係の制度上や公費の負担等、非常に多く係る、まして国の予算も含めて地方の予算も含めて、先細りする中で、これ高齢者の公的な対策ってのは極めて厳しいとは思うんですよね。思うんですけども、この567名、700名を超える高齢者、これからはまた増えてくる高齢者の対策について、もっとですね、やっぱり耳を傾け、高齢者の声なき声を吸収していかなければ、どうしてもですね、高齢者対策、高齢者対策って表向きの言葉は発せられるんですけども、具体的対策がやっぱり図られないんじゃないかという、そういう危惧感を私は持っているわけです。で、これお願いっていうよりも、私自身が多少浅い学習をさせていただいた中なんですけれども、実は私2年前までに十勝管内の高齢者福祉対策に係るちょっと専門委員っていいですか、十勝管内の高齢者一堂に集めた施設、有料施設も含めてどうするのかっていう会議体の一応、その中の委員として検討してきた経緯があるんですけども、基本的にはアンケート調査の中です、やっぱりその要介護を受けるだとか何とかっていう、終末的な考え方は別にしてですね、やっぱり自宅です、老夫婦なり何なり、まあ自宅を持ってるっていう前提になるんですけども、あるいは地域で、村外行かないで、先ほど村長が言っていただきました計10名の方が村外で施設に入られているっていうお言葉もあったんですけども、この10名が多いか少ないかは別にして、やっぱり地元で暮らしたい、地元で余生を暮らしたいって方、結構いらっしゃると思うんですね。そういう部分の、部分のどう捉えていくかっていうことがですね、今後大事であり、それに対するですね、2つ目のっていうか、一応提案なんですけども、これに対する具体的な高齢者の対策に対する部分のアンケートなり何なりを調査してるのか、あるいは、調査を今後していく気持ちがあるのか、それをとりあえずお聞かせいただければというふうに思います。

議
村

長
長

西山村長

今ご質問の点ですけれどもですね、そういうような実態調査が必要ではないかということなんですけれども、今安村議員言われましたようにですね、75歳を超える年代ということですね、特にですね、平成、平成じゃありませんね、2025年ということで、平成37年にですね、

段階の世代が75歳を超える、いわゆる2025年問題というふうに一般的には言われておりますけれども、マスコミ等で取り上げられておりますけれども、日本が超高齢化社会を迎えるということで、さらなる、まあ村もそうですけれども、要介護者ですね、増加に直面するということになります。その一方ではですね、生産年齢人口、少子化の中でですね、減少してですね、この在宅の方がですね、たくさんなるとは思いますが、それらの方をですね、支えるですね、ニーズっていうんですか、非常にですね、片一方で人口減少しますけれども、そういうですね、ニーズはですね、支援ニーズっていうんですか、に人口の増加需要にですね、急速にですね、高まるというふうに予想されております。ということでですね、介護を必要とする、あるいは支援とする方がですね、今後ますます増えるっていうこと、ご指摘のとおりであります。で、ただですね、それに対応してですね、それを支える専門職の増加っていう点から見ますとですね、それほど期待できるような状況にはないというのが現状でございます。で、平成26年のですね、6月にはですね、医療介護総合確保促進法、平成27年にはですね、介護保険法がですね、施行されてですね、地域包括ケアシステム、後でまた話題になると思うんですけども、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしをですね、最後まで続けることができるようですね、医療、介護、予防、住まい、生活支援がですね、包括的に確立できる体制の構築が求められているということになっております。で、支える側とですね、支えられる側、つまりですね、何人かの方にですね、今は1人のお年寄りがのってるわけですけども、それがですね、年代進むにつれてですね、3人、2人、1人が1人を抱えるというような状況の中でですね、やっぱり介護のですね、状況から言ってですね、支えられていた方もですね、支える側に回ってもらいたいっていうのがですね、そういう流れのね、趣旨の1つだとは思いますが、それについてですね、市町村は真剣に取り組んでいかなきゃいけないっていうことで、これはですね、介護、医療の問題もそうですけれども、観点もそうですけれども、まさにですね、地域づくりっていうんですか、その部分をですね、包括的にどう捉えてくのかっていう点がですね、やっぱり要求されているのかなっていうようなことを考えています。その点ではですね、今ご指摘があったようにですね、アンケートっていうことかどうかはちょっと検討しますが、関係機関とですね、情報共有とかですね、連携を深めてですね、やっぱり地域ですね、ニーズをですね、きちんと確保する必要がありますし、そのニーズを把握してですね、必要に応じてサービスあるいはですね、どういう事業をすればいいのかっていうことについてですね、今からですね、準備を進めてですね、きちんとしていかなければならないということでもありますし、ニーズ把握についてはですね、これは必要で

議 長
1 番安村議員

あるというふうに考えております。

1 番 安村さん

今のご回答でございますけれども、アンケートという固定的な概念でなくてですね、やはりどう高齢者に向かっていくかという態度っていいですか、そういう部分の取り進めだけは、何とか前向きに検討というよりも、実施していただきたいというふうに思います。次でございますけれども、今のご説明を総括するとですね、1つの提案でございますけれども、たとえばですね、今、国の厚生省の中で、高齢者リハビリ地域包括ケアという総体的な部分の提案をしているところでございますけれども、これあの、うちの、本村に該当する部分があるのかどうか、ちょっと私も勉強不足でわからない部分があるんですけども、1つの提案としてお聞きいただき、また回答いただければというふうに思ってるんですけども、たとえば村内で、要介護を受けてない、要介護の認定も受けてない、だけでも高齢者が老夫婦なり1人なり、自宅部分で過ごしている、あるいは継続的に今住んでいる。ところがたまたまですね、何か外出したときに骨折したとか、そういう部分の不慮の事故によってですね、やっぱり入院される。そうすると今の医療制度からいうと、端的な話、いつまでも高齢者の場合は、いつまでもおいてくれるっていうことはないんで、いずれかの部分で退院せざるを得ない。じゃあすぐ自宅へ戻ってきて、じゃあ健康な人と同じような行動できるか、あるいはそういう生活ができるかっていうことが、非常に今の全体的な人数の把握から推測してでもですね、やっぱりそういう方は結構いらっしゃるんでないかっていうふうに思ってるわけですね。そうすると、私をご提案申し上げたいっていうのは、1つは無理難題ではなくて、村としてですね、包括ケア、今回の26年度の事後報告にもいろいろ介護制度なり何なりの中で、包括支援対策っていうふうに出てきてますけれども、僕はもう少しそういう部分で自宅で暮らせる、自宅で戻れる、っていうような対策が本来であればとれないかなっていうような思惑を、思いを今強くもってるんですね。で、そのためには、今更別村国保診療所っていう名称で運営している部分あるんでしょうけれども、私はどちらかというと村主体の中でですね、たとえば理学療養士、療養士って言ったらおかしい、理学療法だとか、あるいは作業療法だとか、そういう栄養指導だとか、包括的な高齢者を支援するようなシステムが更別村として独自で作れないのかっていうのが、一つの提案としてあるわけなんですけれども、いずれにしても今自宅で暮らしたいっていう方、自宅で暮らさなきゃならない方、多くいらっしゃると思うんですけども、その点についての導入なり必要性、私は必要だと思ってご提案申し上げているんですけども、その必要性並びに導入に向けた村長の考え方をご説明いただければというふうに思ってます。

議
村

長
長

西山村長

今ご指摘の点ですけれども、村としてもですね、更別村地域包括支援センターというのが発足しておりますですね、1つ目には第一次予防事業としてですね、介護予防事業としてですね、いきいき健康クラブであるとか、はつらつ運動教室とかですね、元気アップ講座とかですね、まあ支援とか介護に関わらないですけれども、それまでにですね、健康維持増進ということでですね、予防ということでですね、そういう取り組みも行っております。健康講話もですね、平成26年水分補給とかですね、元気づくりの活動紹介とかですね、こころとからだの健康教室とかですね、それは末広学級とか上更別老人クラブとかですね、更南の老人クラブとかですね、断続的に行っております。二次予防としてですね、65歳以上の住民の方、要支援、要介護認定を受けてる方を除いている方ですね、対象者先ほどありましたけれども、配布対象者はですね、774人で実施者数が599人なんですけれども、二次予防のですね、部分についてですね、いろんなですね、チェック、元気度チェックとかですね、いろんなことを行っております。またですね、通所介護予防事業としてはですね、貯筋塾、貯筋のきんは筋肉の筋ですけれども、そのところにですね、毎週木曜日ですか、毎週木曜日じゃないのかな、まあ実施回数、昨年度実績でですね44回、延べ599の方がですね、参加をされていますし、またですね、専門の理学療法士によるですね、身体的評価の実施とかですね、健康増進室インストラクターによるですね、トレーニングマシーンを使った筋力トレーニング等行ってござりますてですね、昨年度22回、延べ57人の参加者ということでなっております。あとですね、ケアマネジメント事業としてですね、いろんな部分でですね、ふれあいサロンとか昼食会とかですね、いろんなところでですね、相談活動その他ですね、いろんな支援活動を行っております。村としてもですね、一応ですね、今年度も平成27年度ですね、更別村地域包括支援センター事業計画ということで、村民のですね、皆さんのですね、心身の健康の保持、あるいは尊厳ある生活維持、地域の保健医療、福祉サービスですね、を支えあい等ですね、多くの社会資源を活用しながらですね、必要な支援を行うことと共に、状況の変化にも対応してですね、生活の質がですね、落ちないようにですね、適切なサービスをですね、継続的に提供する予定でおります。それとですね、安村議員さん心配しておられましたけれども、やっぱりなかなかですね、1人で暮らしておられる方ということで、私も何回か直接お話しを聞いたことがあります。自宅で看取りをしたいんだと、あるいはですね、そういうような方とかですね、あるいは老々介護の問題もありますし、家族がですね、介護していたっていう状況もあって、大変な状況だったんだというようなお話もですね、聞いてそういうところにまだ目が届いていないのではない

かってというようなこともありました。そのことも含めてですね、やっぱり村としてはそういった自宅ですね、介護されてる方、家族ですね、一生懸命がんばっている方、その辺ですね、把握も含めてですね、保健福祉課が中心になるわけですけども、その辺の部分を含めてですね、包括的ケアですね、事業としてですね、きちんと状況を把握し、そしてですね、訪問とかですね、いろんな部分で実態に、あるいはニーズに即したですね、そういうような介護サービスをね、これからも行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長
1 番安村議員

1 番 安村さん

ご回答ありがとうございます。もう質問3回目終わりましたので、ある程度まとめさせていただきますけれども、いずれにしても私の要望としてはですね、在宅復帰、いわゆるその施設ありきの部分ばかりでなく、在宅復帰も含めてですね、やっぱりより細かな対策を図っていただきたいというご提案を申し上げて、この案件については終了させていただきたいというふうに思います。続きまして第2点目として、ご質問させていただきたいというふうに思います。第2点目につきましては、村長がご就任された時の公約、冒頭公約にもありましたように、全体的な部分もあるんでしょうけども、雇用の促進並びに定住化対策に対する部分の関係について、もう1問質問させていただきたいと思います。今更別村は、定住促進対策として低所得者向けの住宅の確保、あるいは持ち家対策への支援、宅地造成分譲等に加えて、民間誘導型の賃貸住宅の建設助成等実施しておりますけども、どうもここ数年見ますと、今回の26年度の公営住宅の建設状況も見ててもですね、やっぱり若葉団地も含めて相対的に建替えは進んでいるんですけども、戸数自体は減少させてる、っていう部分が現実にあります。いわゆる既存の建替えの部分の戸数が入居者戸数が減っているっていう形が、これ実態としてあるかと思います。そのようなことを考えていくとですね、どうも低所得者向けの部分あるいは公営住宅の更新を含めですね、戸数をどうしても確保できてないあるいは思惑としてはですね、民間誘導型へシフトしてるっていう部分もあるかと思いますが、それはそれで行政の手法でございますので、それはそれなりの意味があるというふうには理解はしておるところでございますけども、低所得者への配慮といいますか、その対策について非常に現状での疑問を私は持っているわけございまして、俗に言う子育て家族、年金生活者、新卒者、新卒若者の部分、それら考えるとやっぱり所得的に申し訳ないですけども、やはり自立して、分譲地だとかそういう失礼な言い方ですけども、賃貸のある程度の金額、払える、払えないっていう人もやっぱりいらっしゃると思うんですね。そういう部分についての対応っていいですか、僕はやっぱりその定住化促進のために、

やっぱりそういう部分の対策っていうのは、きちっと明確にですね、示す必要があるんじゃないかというふうに思いますけども、その対策も含めてですね、非常に早急にですね、そういう部分の対策が必要でないか、ましてあの、平成27年度ですね、一応明確ではないんですけど、曙団地の耐用年数を超える部分についての再建設の部分の調査も入っているというふうにご提案ありましたので、それらの分についてですね、非常に低所得者向けの取り進めの方針っていう部分についてね、どのように考えているのかちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

議 長
村 長

西山村長

まずですね、今お答えいたしますね、安村議員さんの質問に対してですね、いわゆる定住促進に係るですね、低所得者、若者に対する諸対策なんですけれども、現在村ではですね、第5期の総合計画がございまして、でそれによるですね、快適に暮らせる住環境をつくるっていうことをですね、一応基本理念といたしまして、平成22年にですね、更別村住生活基本計画を策定してですね、各種施策を展開しております。で、いろんなですね、多様化するですね、住民のニーズに対応するため、多様な住宅の供給、それと質の向上に取り組んでおります。状況ですけれども、住生活基本計画におけるですね、施策展開のですね、フレーム設定としてですね、総合計画に併せて平成27年の人口をですね、一応3,300人、世帯数を1,300戸とですね、推定をしております。平成27年7月末のですね、住民基本台帳で世帯数が1,300世帯で同数となっておりますけれども、そういうような状況でですね、基本的なスタンスとして考えております。で、1点目といいますか、住宅確保についてもですね、部分です、ですけれども、この計画においてですね、世帯数が1,300に対してですね、持ち家比率がですね、64%の830戸と設定してございましてですね、持ち家取得のためにですね、住宅建設事業をですね、助成事業を平成22年から実施しております。で、平成26年度までに74件の新築及び購入に助成を行ってきております。その内建替え以外ですね、新規取得は50件です。現在持ち家に住む世帯数はですね、810戸、62.3%になってございまして、目標値をやや下回っている状況であると想定しております。持ち家を除くですね、借家比率はですね、1,300世帯に対して36%で480戸と設定してございまして、現在はですね、公営住宅及び特定公共賃貸住宅で298戸、民間賃貸住宅が平成26年度までにですね、115戸が供給をされております。その他給与住宅としてですね、100戸程度ですね、計513戸がありですね、戸建て住宅の不足分を賃貸住宅において補っている状況であります。で、地域の定住において最も効果的と考えられますですね、持ち家の取得をですね、最大限推進していくこととしてですね、住宅建設助成費をまあ、当初5年間であった期間をですね、今さらに

5年間伸ばしてですね、平成31年度まで行うことにしております。また民間賃貸住宅建設促進事業においてはですね、今年度14戸のですね、建設を行っているところであります。まあ基本的にはですね、住宅等についてはですね、需要と供給のバランスを鑑みてですね、適宜実施していくと思ってます。宅地の供給といたしましてはですね、全般的なこと、先にお話させていただきます。コムニ団地がですね、残り5でいいのかな、4、5でいいですか、4区画、ああ、5区画となっております。で、コンパクトなまちづくりを推進するっていうことで、市街地の活性化を図るためですね、住宅建設助成事業によるですね、用地購入助成とですね、更別村の空き地空き家バンクによるですね、既存市街地へのですね、誘導を積極的に行っていくということですね、宅地の供給を持続するっていうことからですね、所有財産の有効活用も視野に入れたですね、持ち家による定住人口の増加に努めています。公営住宅なんですけれども、今ご指摘のあった点ですけども、低所得者の住宅としてですね、最低限の戸数を確保するため、長寿命化計画に基づいてですね、若葉団地、曙団地の一部の建替えを行って、特定公共賃貸住宅のですね、長寿命化改修工事を実施してですね、計画的管理のもとにですね、長期管理していくものとした上で、現在のですね、収入超過者数がですね、将来の世帯数減少も視野に入れてですね、平成32年度以降のですね、次期長寿命化計画においてですね、用途廃止による戸数減少等をですね、検討していくものであります。曙の更新についてですね、お話ありました。曙団地のですね、一部建替えにおいてはですね、ブロック造平屋建てのですね、3LDK28戸ですね、同数の28戸の建替えを行っているものであります。基本方針としてはですね、子どもから大人まで、年齢、性別、身体状況等、さまざまな理由によってですね、利用者を差別しない、ユニバーサルデザインを基本としております。で入居者ニーズの変化にですね、対応でき、長期管理が可能なですね、住宅を整備したいと考えております。3LDK等のですね、住戸タイプについてはですね、世帯人数が減少傾向にあること、それとですね、家賃負担の軽減ですね、を考えてですね、2LDKを主体としてですね、3LDKの戸数を減らしてですね、供給して行ってですね、構造についてはですね、地元業者が積極的に関わることができてですね、建設費も他の構造に比べてですね、安価である木造としていく方針であります。で、建替えについてはですね、7号棟始めにですね、南3線側の空き地を活用してですね、新築していくこととなるということですけども、現在入居者のですね、移転希望の聞き取りをですね、終えて効果的な移転ができるようにですね、移転準備等を検討しているところであります。低所得者層のですね、住居確保という点からですね、そういう形でですね、今現在、曙団地その他のですね、更新についてですね、進めているところであ

議長
1番安村議員

ります。以上でございます。

1番 安村さん

今、村長からご回答いただきましたけども、私が今心配しているのはですね、今般の地方創生関係に関するアンケート調査の中でですね、アンケート調査の中で企業体60戸に対する村外からの通勤者の比率がですね、何とですね、39.8%ですよ。おおむね40%の人が村外から通勤してるっていう実態をどう捉えるのかっていうことだと思うんですよ。よろしいですか。で、1,300戸の想定が云々くんぬんって言うてる訳でない。いわゆる定住化も含めて、若いものの職場も含めて、やっぱり確保しなきゃなんないっていう立場をふまえるならば、やっぱりそこはそこできちっとやっぱり現況の対応をしていかないと、僕はだめだと思うんですね。基本的には。その最たるものですね、ちょっとびっくりしちゃった先ほど申し上げた、やっぱり村外から従業員の企業の、まあ申し訳ないけど更別村、大企業なんかあるわけないんだから、失礼な言い方ですけども、ほとんど中小企業の従業員の方のね、40%が村外から通ってるっていう実態を、やっぱり今後どう捉えて、どうそういう部分の対応を図るかっていうことが、僕は必要だと思うんですね。それは若者でないかもしれない。いろんな要因があって、家族かもしれない、いろんな分の内容分析をしてみないとわからないっていう部分はあるんですけども、この実態はやっぱり、僕は重いと思ってるんですね。その中で、今村長が説明があったように、確かにそれなりの勤務年数、村内にいるなり何なりで、まあ他町村でもいいですわ。でそれなりに勤務やって、それなりの所得を得れて、決して更別村の土地が高いわけじゃない、区画もそんなに小さいわけじゃない、それを買い求めてできるかもしれない。またあるいは、定住促進化の1つの対策としてですよ、できるかもしれない。で持ち家制度云々くんぬん、確かにそれは、じゃあ300万、500万で家建てれるわけじゃないわけですから、やっぱりそれなりのお金をかけて建てなきゃなんないっていう形になるわけですから、それはそれとしてでもですよ、やっぱりそれは一緒くたに全部が全部、持ち家制度から土地の供給からすべてがね、一緒くたに同一レベルで、それが一緒っていう考え方は、僕は危険があると思うんですね。であるがゆえに、やっぱり若いものをこれから、高齢者対策も必要だ、だけどやっぱりこの地に根をおろしてもらおう若い者の定住の促進化も、ある程度併用して図っていかないと、僕はだめだというふうに判断しているわけですよ。その中で、やっぱり村外から来ている者、あるいは村内に就職もできない、あるいはあんまり希望していない人もいらっしゃるみたいで、たかだかアンケート調査の中で10人か十何人の若者のアンケートの中なんですけど、やっぱり若者がこの地域に根ざして、住んで、ね、働きながら地域おこし

をしてくってという前提がないとだめなんで、僕は提案するっていうよりも、これは時限立法でも構わないので、実際ですよ、実際今、賃貸の部分の民間誘導型で建ててる住宅あるっていうけども、はっきり言って僕は金額はあまりわかんないけども、決して僕安い家賃ではないと思うんですね。申し訳ないけども。実態はわかりませんよ、実態はわからないし、余分なことは言えないけども、決して安いわけではない。じゃあ今の高卒、失礼な言い方だけど、その高卒だ、短大卒だの初任給の中で、じゃあそこまで家賃を払って入れるかという、僕はそれはちょっと、自分も子を持つてる親の立場としては、かなり厳しいと思うんですね、生活するため。交通機関も含めてっていうことになると、やっぱり車もある程度持たなきゃなんないっていう部分、行動範囲として、そういう複数の考え方からするとですね、やっぱり定住させるために、若者の対応という部分でですね、やっぱり僕は時限立法でもいいんで、やっぱりある程度の家賃助成をしてあげるべきだというふうに判断してるんですけども、その点の考え方に対する村長のご意見と、その回答をいただければというふうに思います。

議 長
村 長

西山村長

そうですね、今お答えしますね。今現在、民間の住宅なんですけどもね、1LDKで33,000円から44,000円です。2LDKではですね、43,000円から60,000円です、の家賃設定。村が管理している特公賃住宅、先ほど言いましたけれども、単身者向けが56戸あってですね、所得によりますけれども、15,000円程度からですね、入居できるっていうような家賃設定となっております。で、村内のですね、企業ですね、の就職者で特に新卒者はですね、の皆さんにはですね、単身者向けの住宅にですね、優先して入居していただいております。もれた場合でも、新卒者であればですね、低所得者となりますんで、失礼な言い方ですけども、公営住宅への入居も可能となっておりますので、これについては案内を差し上げているところであります。先ほどありましたように、新卒の方はですね、単身向け、特公賃住宅ですか、にできるだけ入居していただきですね、ある程度収入や住宅手当がある方はですね、民間の賃貸住宅に入居していただきたいというふうに考えておりますけれども、入居後ですね、結婚によって公営住宅や民間のですね、賃貸住宅に入居していくっていう流れはですね、そんなにスムーズではなくてですね、流れが、実際滞っているっていう面もありますんで、婚活も含めてですね、地方創生事業、今進めてますけども、合わせてですね、施策をしていかなければならないというふうに考えています。で、定住化促進についてはですね、人口減少でやっぱり、生産年齢人口に対する若者の確保っていうのはですね、とても重要ですよ。村の場合ですよ。でまあ、人口をいかに維持していくかっていうところがですね、最大のポイントになってくるわけですし、ご指

摘のとおりですね、早急な取り組みがですね、村としても必要になってると思われるところであります。で、住宅の確保についてはですね、今は世帯数ですね、480戸を上回る513戸の整備がなされてるんですけども、ただ若者の定住についてはですね、単身向け住宅の確保とかですね、公営住宅の入居、これも進めてますけれども、実際ですね、核家族化の進行とかですね、新卒採用時の4月にはですね、住宅が不足するというような状況にあることからですね、平成27年度においてはですね、単身向けサイズですね、1LDKですね、賃貸住宅建設を進めてきております。で、議員さんからですね、提案されましたですね、家賃補助、これについてはですね、私も公約の中でですね、企業だけではなくてですね、農業後継者の若者たちがですね、やっぱり最初にですね、住むときにですね、一緒に住めればいいわけですけど、そういうことではなくてですね、公営住宅等々に住んでですね、っていうようなこともありまして、やっぱり帰ってきてですね、家業を継いだりですね、いろんなことをする時にですね、やっぱりそういう補助が必要ではないかっていうことをですね、自分自身としては訴えてまいりました。で、料金体制とかですね、入居状況ですね、これやっぱりきちんとですね、調査分析が必要だというふうに考えておりますので、先ほど言いましたように、ご指摘ありましたとおりですね、村外から通われている方40%っていうことで、これも一部の分析ではありますけれども、その方は逆に言えばですね、村内に住んでいただける可能性をもですね、残しているということになりますので、住環境のですね、速やかな整備とですね、充実そしてニーズの調査とですね、そして補助ができるかどうかについてですね、導入の可否についてですね、やっぱりしっかりと検討をですね、進めてまいりたいというふうに思っております。やっぱり私の信条としてもですね、住みたい村、住み続けたい村、そしてですね、人口減少に対応するですね、若者の定住促進という観点からいってもですね、やっぱりこれについてはですね、本当に前向きにですね、取り組んでいかなければならないのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

議 長
1番安村議員

1番 安村さん

ご回答ありがとうございます。いずれにしても私が心配しているっていうよりも、やはり若者がいかに更別に、やっぱり住み着くかっていうことも1つの課題だと思いますので、その点充分なる配慮をいただきたいというふうに思いますし、今更別村は、地元企業どちらかというとその地元企業に26年度の決算にもありましたけれど、地元企業に勤めるべく、誘導すべく、賃金助成もまあ企業に対して実施しているっていう部分もあります。で、これは家賃っていうのは、いわゆる僕の考え方で言えば、車の両輪であって、やっぱり賃金の助成もしてあげる、あるいは時限立法で家賃の助成もしてあげるっていう部分の、

やっぱり2つがあって初めて成り立つのかなってという判断もしていますので、是非ともですね、この家賃助成実施に向けですね、取り組むべくご提案申し上げましてですね、お願いというよりは、やっぱり若者が笑顔でですね、更別村いいよねって言ってくれるような村づくり、いわゆる協働の村づくりにご尽力いただければというふうに思いますので、よろしく願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

議長
2番太田議員

2番太田さん

通告に従い、質問させていただきます。質問事項は、道の駅についてです。道の駅の利用人口が少ない中、移転を計画し、実行すべきではないか、ということです。内容についてですが、今全国各地で、地方創生が盛んに取り組まれている中で、地域振興、地域活性化、魅力ある地域をそれぞれPRしています。1999年道道に更別村は休憩施設、地域振興施設が一体となった情報発信機関さらべつ道の駅を建設しました。当初スピードウェイ、カントリーパークの利用増加に伴い、栄える前提で建設したのですが、建設当初から現在までをどのように評価していますか。近隣町村より利用者が少ない中で、PRの問題なのか、サービスの問題なのか、場所の問題なのか、私は場所に問題があり、国道に面していないこと、市街地から約8km離れていることが問題と感じているのだが、村長の意見をお聞かせください。

議長
村長

西山村長

太田議員のですね、質問にお答えしたいと思います。まずですね、道の駅についてですね、若干の経過とですね、それに対する現段階の評価ということでお話をしたいと思います。本村のですね、道の駅はですね、道路をですね、等を利用する方々に快適な休憩とですね、質の高いサービスの提供を行い、交流人口の拡大を通したですね、地域の活性化を目的とした情報拠点施設として、平成11年4月に開設したものでございます。情報拠点施設とはですね、開発建設部が国道を中心に進めているですね、道の駅と同等の位置づけがなされている施設でありまして、本村の施設についてもですね、同年8月にですね、道の駅として認定を受けたものでございます。このですね、情報拠点施設整備のですね、経過につきましてはですね、平成7年にですね、北海道からさらべつカントリーパーク、十勝スピードウェイのですね、メインアクセスとなっている道道更別幕別線と、道道尾田豊頃線が交差する村有地に、駐車公園を整備する構想の提案を受け、当時北海道が取り組んでいた道路利用者のための地域情報提供施設等の整備を行う、北の道標事業を活用してですね、更別村の特色を生かした観光物産館等を併設し、道路等をですね、利用する方々に快適な休憩とですね、質の高いサービスの提供を行い、交流人口の拡大を通したですね、地域の活性化を、とですね、地場産業の振興を図るべく計画したものであります。整備にあたってはですね、北海道が設置するですね、駐

車場やトイレ等からなるですね、いわゆるですね、駐車公園に併設する形ですね、総事業費 185,000 千円で整備を行っております。なお北海道整備分ですね、駐車公園の事業費はですね、239,000 千円でございますので、村整備分と併せますとですね、総事業費は 424,000 千円となっております。道の駅が設置されている道道更別幕別線、いわゆる旧広尾道路ですね、国道に匹敵する交通量があったにも係わらずですね、沿線には類似するですね、休憩施設もなかったことからですね、隣接する十勝スピードウェイ、カントリーパークの利用客もですね、当時見込めるということからですね、当時の判断としてはですね、そこに設置をしたことについてはですね、適切な場所であったのではないかというふうに考えております。しかしながらですね、議員のご指摘のとおり、十勝スピードウェイのですね、事業休止、それとですね、集客数それに伴うですね、集客数がですね、減少するあるいは伸び悩む状況の中でですね、先の議会においても指定管理者であるですね、更別産業振興公社の決算状況もですね、報告させていただきましたが、黒字ではありますけれども経営状態もですね、厳しい状態がですね、続いております。でまた加えましてですね、高規格道路がですね、更別インターチェンジからですね、忠類、大樹まで延伸されたことによるですね、交通量の変化等の影響も懸念されているということですね、まあ総体的にはですね、当時としての判断はですね、いろんな各状況から見てですね、スピードウェイその他のところを見てですね、妥当であったということでもありますけれども、現在の状況においてはですね、非常にですね、ご指摘の利用者数とかの減少とかがあって言う形ではですね、非常に課題を抱えているのかなっていうようなことを、いう形ですね、評価といいますか、そういう認識でおります。以上でございます。

議長
2番太田議員

2番 太田さん

今の答弁ですが、やはり建設当初は今村長がおっしゃった目的があって建てたものだと思うんですが、やはり今となっては課題があるということでした。で、私、今説明した、1回目に質問した問題、場所の問題の話は答弁いただいてないんですけど。

議長
村長

西山村長

すいません。これは、先程の答弁の続きということでお願いします。場所についてはですね、先程言ったですね、交差点っていうんですか、いうところですね、当時としてはですね、妥当でありますし、現在たとえば道のですね、たとえば駐車公園っていうことでしたので、その部分については妥当ではなかったかなというふうなことを思っています。現在どうかということですか、いうことですよ。いうことについてはですね、まあこれからちょっと先にですね、お話があると思うんですけども、今現在のいわゆる場所としてはですね、問題って

いうふうなではなくてですね、今カントリーパークあるいはですね、十勝モーターパークとですね、いろんな状況から見るとですね、あそこに道の駅は設置してですね、あそこをなんとかですね、振興させるっていうようなことですね、私の方では考えております。

議 長
2番太田議員

2番 太田さん

ということは、場所については、当時はよかったけれども、今はまだ課題がある、ということですね。で、これからも効率的に今の場所を利用して、活用していくという答弁でした。はい。で、参考までになんですけれども、近隣の道の駅のおおよそのレジカウトではありますが、更別村が50,000人に対し、中札内は750,000人、忠類は210,000人です。既設、今ある観光資源の効率的活用という面では、数値でもはっきりしていることですが、この現状でどのようなPRが、ほかに勝るPRとなるのでしょうか。情報発信機関である道の駅、今や道の駅という言葉を知らない人はほとんどいないこの現状で、収益が少なく、人が寄って来にくくなったわけです。交通量からみても、場所に悪いという、場所が悪いんじゃないかというところに、私は行き着くわけですが、この効率的活用、今ある施設を効率的に活用するという考えには、私自身なかなかないわけですが、どうすることが村の発展に繋がるか、効率的な活用になるのか、村長の意見をお聞かせください。

議 長
村 長

西山村長

場所に課題というよりもですね、いろんな今ご指摘ありましたように、いろんな情報とかですね、我々のもですね、発信の仕方に課題があるというふうに捉えていただければいいかなというふうに思います。場所としては、そこにありますので、場所が課題というよりもですね、その活用する部分について、どういうふうにしていかなければならないかっていう点ですね、数々の課題があるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。で、1つはですね、情報の発信ということもありますけれども、いわゆるですね、観光等いろんな部分、あるいは交流人口ですか、の増加という点ですね、いろんな意味ですね、対応していかなければならないというふうなこともあります。最初のところですね、きちんと申し上げれば良かったんですけども、移転についてはですね、やっぱり多額の負担が伴うっていうことですね、思っております。で、今ある施設、道の駅というふうに言われている部分をですね、やはりそういう人口を増やしていくっていう、交流人口とかですね、訪れる人を増やしていくっていう点ですね、やっぱり情報発信とかですね、いろんな意味で取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。1つはですね、今そこに大型遊具ができて、たくさんの方が来てるわけですけども、もうすぐですね、案内板がですね、設置をされます。その部分にはで

すね、商店街のですね、お店の部分もですね、バーコードじゃなくて何ていうのかな、スマホで、あ、そうですね、QRコード、というのを付けておりますし、またですね、前から私答弁しておりますけれども、更別村にはいろんな施設があります。人がたくさん訪れるところもありますし、本当にすぐれたですね、施設があるんですけども、残念ながらそれがですね、点と点ということで、線で結ばれていません。ということでですね、たとえば大型遊具のところに来た人がですね、看板等々ですね、あるいはPRをすることによってですね、道の駅にも行っていただくというようなこともですね、考えております。で、実際にですね、連休等ですね、あるいはトラクターBAMBA等ありましたけれども、その時にですね、道の駅にですね、訪れる方もですね、たくさんおりましたし、それに併せてですね、いろんなイベントもですね、向こうでですね、開催をしていたということですね。実質的には、きちんと発信をしていけばですね、そちらの方にも繋がっていくということもありますし、カントリーパークの利用状況も見てますとですね、やはりお盆とかですね、そういう時にはですね、予約ができないような状況で一杯であります。そういう方たちもですね、その道の駅を活用したりですね、特に十勝モーターパークはですね、土日のですね、イベントが冬場は除きましてですね、ほぼ埋まっております。たくさんの方がですね、あの土日にかけて札幌圏内とかですね、いろんなところから来ております。それに合わせてですね、利用者も増えているということもありますし、その部分ですね、何とかですね、繋げていきたいなというようなことを考えているところであります。以上でございます。

議長
2番太田議員

2番 太田さん

今の村長の答弁で、発信に課題があるという回答をいただいたのですが、この発信の課題にいたしましても、やはりこの今の場所で、中札内750,000人、忠類が210,000人に対して、そのグラフにした時それが国道縁で、グラフにした時にはやはり更別にはおよそ300,000人程度は訪れてほしいなっていう気持ちもありますし、今発信の課題があると村長が言ったのですが、やはりこの利用人数が少なければ、発信をしても知る人が少ない、これが私は問題だと思って、移転をしてはどうかという質問をいたしました。で、いずれにしてもやはり、情報発信機関としての土台作りが大切になってくると思います。やはりそのためには、場所は重要であり、情報発信する機関が市街地、若しくは国道沿い近辺のしっかりした場所で情報発信を強化する、これが今、村長の答弁で言ったことの問題解決になるのだと思っています。村をPRしていくことは、更別村の発展に欠かせないことで、この問題は、時間が経てば経つほど深刻化していく問題だと、私は考えております。地方創生ビジョン総合戦略のアンケートからも、道の駅の移

転の声は大きく、人口減少、少子高齢化、地域活性化、いろいろな問題がある中、村長の目指す住みたいまちづくりには、この問題は喫緊の課題であると考えています。その後で、市街地にそういったものを持ってきた後で、よりよい有効活用、他町村からも利用者が増えた、公園もできました、うどん開発、すもも特産品、新たな特産品開発等も、まずは市街地、この近く、市街地の近くの場所でPR発信できるということが、という情報発信の強化が、から新しいアイデアが生まれ、それが村の発展に繋がり、どの施設をとっても引けをとらない更別村の資源の良さを、村民だけじゃなく、訪れた人皆が感じ取って、更別村はいいところだな、住みたいまちに繋がってくるのではないのでしょうか。魅力ある地方のあり方、改めて注目される道として必要なことは、人々の集いの場としての道、地域の拠点、観光の場としての道、自己実現できる場としての道、進化した目的地となる場所にしていき、更別村のPRが空砲に終わらない村づくりを、実現して行ってほしいと思います。村長、今の僕の気持ちを聞いて、改めてどうお考えか、お答えください。

議 長
村 長

西山村長

太田議員の思い、すごく受け止めました。、ご指摘っていうかね、そういう思いをですね、私もですね、共有したいというふうに思っています。場所等の問題ありますけれども、やはりですね、向こうのカントリーパークですか、の部分とですね、今現存してる道の駅、そしてこちら側にあるですね、アスレチックあるいはですね、パークゴルフ場ありますよね。それと今、まさにですね、ここに大型遊具ができて、そこに11月にはですね、市街化のですね、活性化のですね、拠点ができます。で、私はですね、やっぱりそういう部分の、それぞれの場においてですね、そういうような交流人口、私のポリシーとしてはですね、交流人口増やすということはですね、再三申し上げてはおりますし、それが活性化にも繋がるということ、話しておりますけれども、もちろんこの部分でですね、市街地の部分でやはり、いろいろなですね、大型遊具あるいは拠点施設、そのほか今いろいろですね、計画したりですね、考えたり、皆さんのですね、ニーズを拾いながらですね、やっぱり市街化活性化に向けてどうしていくのか、特産品の開発、あるいは前にですね、前回ですね、織田議員さんのお話とかですね、ありましたとおり、いろんな活性化に向けての動きもあります。でそれはですね、まだもうちょっとかかるとは思うんですけども、そういう部分を含めて、このエリア、市街化のエリアでもですね、地のエリアでもですね、そういうものにですね、しっかりとこれから計画を立てですね、取り組んでいかなければいけませんし、今言われました総合戦略等も含めてですね、住民のニーズとかアンケートの結果もあるわけですから、その部分も含めてですね、そういう活性化あるいは

今、太田議員のですね、思いもありますし、私も同じような思いをも
ってますので、そういう点でですね、がんばっていききたいなというふ
うなことを思っております。以上でございます。

議 長
2番太田議員

2番 太田議員

ありがとうございます。では村長の信念と勇気を持った行動に期待
しております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。あり
がとうございました。

議 長

本日の会議時間は、議事の都合によって延長をします。

この際、午後6時まで休憩をいたします。 (14時31分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (18時00分)

村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

5番 上田さん

5番上田議員

それではですね、私の方から、廃屋、空き家、特定空き家、以下廃
屋というわけなんですけども、廃屋対策についてですね、質問したい
と思います。通告書に従い、質問させていただきます。空き家等の対
策の推進に関する特別措置法がですね、今年の5月に全面施行されま
した。このことは皆さんもご承知かと思えますけども、すでに3ヶ月
が経過しているところでございます。この特別措置法はですね、放置
された空き家等が、防災や衛生、景観面で住民の生活に深刻な影響を
及ぼしているというような問題に対してですね、国が全面的にこの対
策に乗り出したということでございます。全国では、ご承知のとおり、
820万戸くらいあるというふうに言われております。本村でもですね、
60戸くらいの、60戸前後のですね、空き家若しくは廃屋が存在してい
るというふうに確認をしているところでございます。本村では、これ
までですね、空き家等の対策について、やはり同じくですね、防災や
景観上からですね、幾度となく議論されてきたことは、私も承知して
いるところでございます。これらはですね、議論はされておりますけ
ども、所有者である個人の財産ということがございます。というよう
なことでですね、防災、衛生、観光面で仮に問題があったとしても、
前にいかなかった、解決できなかったというのが現状かと思えます。
廃屋等の撤去が進まない背景としてですね、空き家、廃屋等を撤去し
たくても資金がなくてできなかったとか、それから所有者の、所有
者にですね、廃屋の撤去の意思がない、それから所有者に連絡が取れ
ない、これ、あのもう1つあるんですけども、撤去すればですね、皆
さんこれご承知かと思えますけども、土地に対する固定資産の優遇税
制が受けられなくなるという制度がございますけども、そういうこと
もありましてですね、なかなか前にいかなかった。これは本村に限ら
ず、全国的な問題であったかと思えます。そうした中でですね、国は
今回、5月に勇断をもった制度をですね、施行したということで、私

は理解しております。本村にはですね、良好な景観形成を行うことにより、誇りと愛着の持てる郷土としてのですね、次代の世代に受け継ぐといったすばらしい景観保全条例があります。私は今回の特別措置法の施行をですね、最大限に活かして、村としても積極的にこの問題に取り組むべきだというふうに思っております、次の点について質問したいと思います。まず1点目です。村内における空き家等は、一体いくらぐらい存在しているのか。2点目については、現在村が行っている空き家バンクの登録件数と紹介状況でございます。それから3点目としてですね、この措置法に伴う村のこれからの対策はどんなことを考えてたのか、この3点についてですね、西山村長にお伺いいたします。

議
村

長
長

西山村長

上田議員さんのですね、空き家、特定空き家、廃屋対策についてですね、ご質問にお答えをいたします。空き家対策等ですね、空き家等対策の推進に関する特別措置法はですね、適切な管理が行われていない空き家等がですね、防災、衛生、景観等のですね、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、さらにですね、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境のですね保全、空き家等のですね、活用をですね、促進することを目的に制定をされております。所有者の責務としてですね、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないようですね、適切な管理に努めることとして、また市町村の責務としてはですね、空き家等対策計画のですね、作成及びこれに基づくですね、空き家等に関するですね、対策の実施等を適切に講ずるよう努めるものとしております。で、定義としましてはですね、空き家等、特定空き家等定めており、特にですね、特定空き家等はですね、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れがある状態、またはですね、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われてないことによりですね、より著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺的生活環境の保全をですね、図るために放置することが不適切である状態にあると認められるですね、空き家等とされております。で、この法律によってですね、特定空き家等に関してはですね、除去、修繕等に係る処置について、助言または指導、勧告、命令がですね、可能となっております、さらにですね、行政代執行といわれますですね方法により、強制執行がですね、可能ともされております。今ご指摘が、議員さんからご指摘がありましたようにですね、当村では平成15年ですか、景観保全条例によりですね、これに基づいてですね、空き地、廃屋の管理についてですね、景観を著しく阻害していると認めるときにはですね、良好な景観形成に配慮した管理をですね、要請するものとしております。良好な景観形成を阻害、若しくは悪化させていると認めているときはですね、必要な勧告及び指導することができることにより

ですね、廃屋の問題について現在までですね、対応をしてきております。このような中ですね、空き家と廃屋の区別っていうのはなかなかはっきりとですね、区別することはできない部分もあるんですけども、現在ですね、廃屋も含んだですね、空き家等の状況としてはですね、8月現在では、更別市街地で15件、上更別市街地で10件、農村部で28件、また売買若しくは賃貸物件がですね4件、と現在のところですね、確認しているところでございます。またですね、空き家の管理がなされている件数についてはですね、27件ほどございます。更別市街が14件、上更別市街が2件、農村部が11件ということで、これらはですね、管理がされております。またですね、本年より2月よりですね、村内へですね、定住等をですね、目的にした、先ほどお話ありましたけれども、更別村空き地空き家バンク事業をですね、実施しております。空き地や空き家ですね、情報発信を行うことによりですね、遊休資産ですね、有効活用に結び付けたいと考えております。現在の登録件数は、空き家が2件、空き地が13件、利用希望登録は2件というふうになっております。また紹介状況についてですけども、村ホームページに掲載してありますけれども、アクセス数についてはですね、残念ながら把握できておりません。電話等でのですね、お問い合わせはですね、問い合わせはですね、利用希望者等を始めた十数件の問い合わせが現在までございます。なお、契約とはいたりませんでしたけれども、このバンクを通じて、物件を紹介したケースは1件ほどあります。またバンク登録後の物件についてですね、バンクを経由しておりませんが、売買に至ったケースがですね、1件ありました。今後ともですね、多くのですね、皆さんに活用していただきたいと思っておりますので、この点でですね、事業をですね、推進していきたいと考えております。で、このようにですね、空き地空き家等についての取り組みはですね、それぞれ所有者の責任それと負担を基本にですね、取り組みを進めてきたところですので。ご質問のですね、特別措置法の施行に伴う村の対応についてですけども、現在北海道においてはですね、道の空き家等対策に関する有識者会議が6月とですね、8月に開催をされております。空き家対策に関するですね、取り組み方針、関連条例についてはですね、審議が進められております。この中の資料ではですね、道内市町村の条例の状況がですね、示されております。空き家対策に係る条例や空き家対策に関連する条例を制定している市町村は41市町村、条例制定なしの市町村が138市町村と示されております。このうち、今後制定予定とする市町村が18市町村という状況になっておりまして、120の市町村において、今後条例の必要性についてですね、検討する等と回答されています。特別措置法の中ではですね、都道府県の役割としてですね、市町村への援助や財政上の措置について示されております。現在道の方でもですね、

議 長
5番上田議員

調整中の状況にあります。このようなことからですね、今後道や他の市町村の動向を参考にするとともに、我が村においてもですね、我が村においても条例制定についてのですね、有効性さらには必要性についてですね、検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

5番 上田さん

どうも答弁ありがとうございました。更別村における空き家の状況それから空き家バンクの状況につきましてはわかりました。過疎の対応策としての移住定住の促進と、空き家対策この2つを狙ったというか、一石二鳥を狙った事業として、大変理解できるところでございます。私なりにちょっと調べたところなんですけども、北海道の調べではですね、6月1日現在で何らかの形で空き家バンクがですね、設置されている町村、これは全道179市町村中ですね、91町村が空き家バンクを開設しております。ちょうど半分の市町村に設置されてると聞いているわけなんです。特にですね、十勝においては13町村、率にして実に68.4%がですね、この制度っていうか、この制度を作って実施しているということを聞いております。ここで一体何を言いたいかというところでですね、需要と供給のバランスから、都市部から田舎の方ですね、移住定住を希望する人、結構いると思うんです。ただ問題はですね、これだけ全道的に、しかも十勝管内でやってて、うちもやりましたよっていうことだけで、この要するに空き家対策が前に進むかっていうことに、私は疑念を持っているところなんです。村としてもですね、今回の特別措置法の施行に伴って、いろんな方策を練っているっていうこと、わかりましたけれども、私なりの考え方についてですね、ちょっと提案させていただきたいなということで、説明をさせていただきます。私、村内に点在するですね、空き家、廃屋対策を進めるためにはですね、今行っている空き家バンクの制度のほかに、今回施行された特別措置法に併せてですね、本村独自の強力な施策が必要だろうというふうに判断しているところであります。今回の特別措置法に関してはですね、今村長からも説明ありましたけども、いろいろと中身があります。空き家対策の作成や実施に関する協議を行うための協議会の設置もできるっていうふうになっております。本村の空き家対策を進めるにあたってですね、基本的な方針それから計画機関、調査に関する事項、それから適切な管理の促進、除却した、要するに撤去した後ですね、その跡地の活用方法、それから撤去費用の助成、土地に対しての、まあ先ほども言いましたけども、固定資産税の優遇税制の廃止も含めてですね、こういったことを考えられないのか、仮称ですけども、更別村空き家等対策計画、このようなものをですね、策定をして、それに伴うですね、条例若しくは要綱を定めて、本村ならではですね、思い切った施策が必要なんだろうというふうに、私は思っ

ております。特にですね、どこまでが空き家で、どこまでが廃屋なのか、個人の財産にどこまで踏み込めるのか、こういったこともですね、非常に難しい問題があるだけに、今まで私も職員でおりましたから、色んな面で経験しております。だけど人の財産をいじるということは、やっぱりそれなりに根拠がなければいじられないというふうには私は理解しております。場合によっては広く意見を求めるための検討委員会的な組織もですね、立ち上げの必要もあるんだろうというふうには、私は考えております。これ大変失礼な言い方なんですけども、先ほどこういった、先ほどの説明ではですね、所有者の責任、負担で行うことを基本として、今後道や各市町村の動向を参考にするって言いましたけども、私はですね、やはり地方分権、それから地方創生ですね、こういったものが進んでいる中で、更別村の考え方としてはですね、ちょっとあまりにも独自性に欠けてるのかな、そういうふうには思っています。その点も含めて再度、村長に伺いたいと思います。

議
村

長
長

西山村長

上田議員のご指摘の、仰るとおりだというふうには思います。もう1つはですね、条例制定等ですね、今の措置法に係わってですね、景観等があるいはですね、それだけだったらまだよろしいですけども、いろんなですね、災害とか有害な部分であるというところですね、除去とかいろんな部分があるわけですけども、逆に言えばですね、その空き家をですね、バンクとして登録してるわけですけども、活用してですね、これを人口減少対策とかですね、あるいは移住の促進のですね、一環としてですね、整備し直すっていう方法もですね、これは大変有効なですね、施策であるというふうには考えております。今お話がありましたですね、協議会等設置をしてですね、空き家対策についての方針、あるいは計画機関とかですね、活用、助成っていうことも出てましたですけども、道のですね、有識者会議の中ではですね、活用とですね、市町村支援とですね、周知啓蒙っていうようなところですね、話も進めておりますし、人口減少が進む中、民間とも連携した実効性のある手立てということでも話が出ております。道内的にもですね、条例を制定するところもあるわけですけども、一方でですね、民間のですね、金融機関等でですね、例えば北洋銀行はですね、解体にはお金かかりますよね。それに対して完済時に70歳未満であれば利用できる空き家になった、空き家をですね、処分するですね、そういうローンのですね、新しいですね、ローンの設置等がですね、500万円まで解体費用をですね、融資するローンを始めとかですね、札幌信金もですね、札幌無担保保険住宅ローンということですね、札幌リホームプランということで、空き家もその対象に含めてですね、500万円まで融資するというような話もあります。こういう中でですね、やっぱり助成等についてもですね、考えていかなければいけ

ませんし、私いろんな特商法、今回のですね、法律も調べたんですけども、逆の所有者のしてる側から見ればですね、どういうふうにつつてののかっていうのがちょっと、非常にですね、調べてみたいというところもありまして、そちら側にたつてるところをみるとですね、空き家を放置するとですね、これは絶対損しますよっていうようなことが書かれていて、強制執行が可能となりますよ、固定資産税が6倍になりますよ、所有者が特定されますよっていうようなことで、ただちにこれについてはですね、空き家を放置しないで、何らかの対策がやっぱり所有者にも必要ですっていうようなことは啓蒙されております。いうことから考えてみましてもですね、それに対するですね、条例あるいは計画も含めましてですね、やっぱり景観とかそういうものを保護する、そしてですね、空き家を危険なところをですね、無くしていくっていうのも1つですけども、もう1つは活用に向けて、総合的にですね、やっぱりいろいろな方の意見を聞きながらですね、できればですね、そういう検討協議会の設置とかですね、条例あるいは計画の制定に向けてですね、検討をしたいなというふうなことは考えております。以上です。

議長
5番上田議員

5番 上田さん

ありがとうございました。今、これ最後の質問なりますけども、廃屋の撤去に関してですね、村からの助成、これは助成ありきでやってしまつては、私はだめだと思つてはいます、たしかにね。個人の財産、個人がすべきこと、当然それは個人がやるべきだつていうことは百も承知なんです。ただ、それでは前にいってないっていうのが現実だつてことは、もう1回考えていただきたいな、これはもう更別のとつかりの中で、何年来このことに関しては前に進んでいないっていう実態がございます。ですから確かにローンだとか、今話ありましたけれども、そこまで考える人は廃屋になってないんですよ、はっきり言えばね。そういう意識でない中での話ですから、ちょっと考えていただきたいなつていうことであります。今、私はですね、廃屋撤去を進めるためには、今回の特別措置法をですね、これ先ほど村長も説明ありましたけども、すごい中の濃い話ですよ。そして今まで行政が手に、手が出せなかった部分をかなり言っているわけなんですよ。だからこれを利用しない手は、私はないと思つてるんです。それで、呼び水じゃないですけども、一部助成つていうこともやっぱり考えていかんきゃなんないんだろう、こういうところから一部助成つていう言葉を今、私は言つてるわけなんですよね。私ですね、今回のこの質問にあたりですね、十勝管内の廃屋解体撤去事業に係る助成事業についてちょっと調べさしていただきました。十勝管内でですね、これまでに中札内村でですね、まず平成11年から、年度からですね、14年度までの4年間、今もうやってませんけども、この4年間でですね、総額で7,671

千円、20戸のですね、廃屋が撤去されたということは、これはもう実際にあります、それからまた現在ですね、継続中と、今年度この措置法ができたからですね、改めてまた助成している町村も出てまいりました。その中身ちょっと言いますけども、平成10年度から実施してる町村ですけども、これ陸別町ですね、それから平成12年度から実施してるのが清水町です。で、中札内村を始めですね、含めて8町村がもうすでに一部助成をしております。更別は全くしてません。この実態ははっきりしております。ですからですね、先ほど説明があったように、一部助成を考えていくっていうんじゃなくて、もうしなければならぬところに、私はきてると思っているんですよ。でそれは何だっけって言ったら、やはり更別村が素晴らしい村ですよっていうためには、やっぱり景観、それから災害、安全も含めてですね、そういったことがやっぱり必要だろうというふうに理解してるもんですから、管内の状況を見ながらなんて言ってるような余裕は、私はないと思ってるんです。もう実際に8町村やってるわけなんですから。というようなことですね、せっかくできてる景観保全条例にもありますようにですね、第9条第1項ですね、それから第2項でも言ってますよね、要するに景観とそれから本人のあれですよ、責任を謳ってますよね。ですからやってくださいってことを言ってるわけなんです。まず1つの例としてですね、村内の人ですけども、こんな例があります。現在廃屋になってる人なんですけども、撤去しようにも今の生活がやっとならぬ、そこまでの余裕はないという人がいらっしやいました。私はですね、このような場合、必ずしも助成ばかり一辺倒じゃなくて、例えば考えられるのは、土地を村に物納ですね、要するにその掛かった経費分として土地を提供してもらって、そして村はその土地を要するに移住定住用の土地にするだとか、それからそこに何かを建てるだとかってことで、いろんな利用する方法があると思うんですよ。そういったことも含めてですね、私は考えていかんきゃなんないんだろう、だから何回も言って申し訳ありませんけども、一辺倒の考え方じゃなくて、いろんな、多方面を考えた中で、助成もありき、土地もありき、それから一部の土地を頂いて不足分をどういうふうにするかだとか、まあいろんな方法が私はあると思ってるんです。ですからそういったことを含めてですね、やはり検討するじゃなくて、これはもうやるんだっていう考え方でないと前へはいかないと思いますんで、再度村長に伺いしてですね、私の最後の質問とさせていただきます。

議 長
村 長

西山村長

はい、厳しいご指摘ですけども、そうですね、仰るとおりでいろんな対応の仕方もあるとおもうんですよ。やはり放置するということは許されないうついかね、なりますし、危機として、遅々としてで

すね、進んでいない状況を打開もしていかなければならないということも、それは認識はしております。ということでですね、今上田議員さんからもご指摘ありましたけれども、管内8町村ということで、私もちょっと勉強不足でしたけれども、そういうような状況の中で、実際にですね、そういう形で進められているっていうようなこともありますし、今道の方ですね、調整中っていうことでもありますけれども、財政的な援助とかですね、いろんな部分で取りまとめをしている状況でもありますし、まああの、ゆっくりとですね、腰をすえてその動向をみるということではなくて、一刻も早く解決に向けてですね、何らかの措置、あるいは計画なり条例制定なりをしていきたいということですので、最初に答弁申し上げましたけれども、有効性とかですね、必要性について検討を進めますね、そしてこの廃屋とかですね、空き家についてもですね、これについての対策についてはですね、早急に着手してまいりたいというふうに考えております。でそれについてはですね、いろいろなところで検討もありますので、いろいろとほかのところの調査の部分もありますので、その辺も含めまして、前向きにですね、進んで参りたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番上田議員

まああの、だいぶ厳しい事言いましたけども、是非ですね、勇断をもって前にいっていただきたいと、そういうことで私の質問、終わらせていただきます。

議 長
6 番村瀬議員

6 番村瀬さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点について一般質問させていただきます。始めに西山村長にお伺いいたします。地方創生についてお尋ねしますが、その前に、平成16年度に、国の財政危機に伴って総務省から行政の効果等を進めるということで、市町村の合併が大々的に行われました。平成22年に全国で3,232町村が今や1,727町村。北海道においても212町村が179町村と合併を行いました。更別におきましても、大いに揺れ動きまして、この交付税がないと自主自立はしていけないっていうようなことで、失礼しました、自立するためにはこの地方交付税頼りの村政では到底無理であると、そんなようなこともあって、十勝管内でもいち早く法定委員会を立ち上げて進めてきました。ただ住民投票等においてですね、交付税が減らされても自主自立していくんだと、そんなような思いで財政行革ですか、進め、財政の緊縮または協働の精神のもとでやっていくと、そんなことで当時の大変厳しかったことを思い出しております。この15年間にですね、じゃあ更別村は本当に自立していたんだろうか、ということを改めて自分自身に聞いてみます。今度あの、地方創生だということで、これまた本来的には国の問題として捉えなきゃなりません、人口減に伴って負の連鎖を地方にまで求めてきました。

そして来年度からまた新たな交付税の考え方、そしてやる気のある町村とやる気のない町村に差がでるといふ、ちょっとこうナンセンスな話ですけど、そういうふうにして交付税に差が出るという、そういう意味においても、本当に更別村が自主自立してどこまで進んだのかなど。今、私は思うところですね、住民サービスがむしろ縮小するのではなくて、拡大してきた。とってこれらは住民にとってはいいことかもしれませんが、財政としては本当にどうだったのかなっていうふうに、率直に思うところがございます。ですからこそ、今地方創生に向けては、地域の総力戦で挑まなきゃならぬというふうにもなっております。本論に入りますけれど、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に、更別の地域の特性や資源を活かして、何より住民に近いものとしなければなりません。そのためにはまず、現状の検証を行いまして、その中から展望を見出すということが必要だと考えております。6月に更別の夢大地推進委員会の委員の拡充が図られました。そして委員の入れ替えが行われ、すでに会議も重ねられて議論をしていることと思います。更別の人口動向分析も行いました。国調によります、失礼しました、総合計画ですね、更別村の総合計画の人口推計も、国調ベースではやはり平成29年度に3,300と、ほぼ近い推計になってます。間違いなく減少するんだなと。ただ更別村は他の市町村に比べて、かなりいい方だというふうに思っております。そんな中で、具体的な施策をこれから練る、策定に向けて、村民の1,000人の方にアンケートをとったということがございます。ここまではわかるんですが、ただ平成26年、繰り返しになります、平成26年度の単年度決算では、赤字化になってます。どこまでこの行政サービスを進めていくのかっていうことは、私は少し心配ですね、やはり健全化ということも側面的に見ていかないと、結局はこの負のスパイラルが直らないもんだというふうに思っております。そこで、スクラップアンドビルド、古い言葉ですけど、そんなことも行い、ましてこういう時こそ行政サービスの縮小もですね、進めるときでもあるというふうに考えてございます。6月の一般、私の質問で、村づくりは専門職である職員の方が立案、提案をしていただいておりますね、そして村長と同じ気持ちになって、住民をまき入れてですね、住民参画のもとで村づくりの立案を進めたいという質問をさせていただきました。当然。今その策定中のまっただ中であることは承知ですが、今後ですね、住民参画としたワークショップ等の論議の場があるのかを含めて、4つの質問をさせていただきます。単純なことです。更別村の特色はどういうふうに捉えますか。更別村の資源はなんですか。ほかの市町村との連携は考えてますか。そしてまた行政戦略からまさに経済戦略という発想はないでしょうか。私は、以上のこの4つがキーワードになると考えてございます。更別村の特徴、特色を活かして、資源を活用し、市町村の

連携を図って、総合した経営力が更別村の未来ある展望が開けるのだ
と思っております。そして日本一を目指す、これが1番大事だと思つてま
す。それは私なりに考えますと、やっぱり更別村は自然環境と農業環
境、この2つだと思っております。そして今、いろんな意味で頭を下
げていく、いかなきゃならない、むしろそれよりも、今私達、ここに
住んでいます農業者、商業者、この方々にですね、やっぱり強力に真
剣に向い合ってそして村づくりに立ち上がっていただきたいと思つて
いる必要があると考えてます。まさにここで、草莽崛起という言葉、
ちょっと今、私もテレビの見過ぎかもしれないかもしれませんが、この言葉が
とてもですね好きで、このまさに草莽崛起という言葉の、言葉はです
ね、捉えて、西山村長の考えをお尋ねします。

議
村
議
村

長
長
長
長

西山村長

草莽崛起でございますよね。ご指摘のとおりで。

村長、村長、演壇へ。

あ、そうか、すいませんでした。大変失礼しました。申し訳ありま
せん。村瀬議員さんの質問にお答えしたいと思えます。まずですね、
前段のお話にもありましたけれども、私もですね、いろいろと合併の
時期等々ですね、それと独自っていうんですか、自主自立っていうか、
歩み始めた、そして更別独自のですね、そういうふうな住民とともに
ですね、歩み始めたっていうことに関してですね、本当にすごい選択
だったのかなというようなことを思っています。そしてそれがですね、
脈々と引き継がれてですね、流れてきているってことについてですね、
本当に敬意を評したいなというふうに思えます。で、最初に先ほど言
われました草莽崛起のことですけれども、身分を問わずですね、在郷
の志のあるものが、新しい時代を築くために立ち上がろうというよう
なことでですね、吉田松陰がですね、松下村塾のところですね、大
きな時代の流れの中でやっぱり、身分の違いとかですね、いろんな部
分を乗り越えて、そしてですね、志のあるものが立ち上がっていきま
しょうというような話をされましたね。で、それがまあずっと引き続
いてですね、高杉晋作とかですね、いろんなところに受け継がれて、
日本の夜明けといえますか、そういうふうに来たと、すばらしい言葉
だと思います。今ですね、地方創生に向けてですね、検証とその展望
ということでですね、何点かですね、ご質問を受けました。で、まあ、
今総合戦略のですね、ビジョンを策定しておりますけれども、私自身
ですね、最初にですね、増田レポートですか、いわゆる、が出てです
ね、ビッグデータと言われます人口減少のですね、データが出ました。
ショックを受けましたけれども、私はですね、決してですね、そのよ
うにですね、本当に消滅する町村が増えたりですね、いうことで話は
ありましたけれども、実際にはですね、消滅すると言っていた町村は
ですね、現実に残っておりますし、やっぱりその中でですね、地域の

特性やですね、住民が力を合わせてですね、やっぱりふるさとの存続のためにですね、がんばって、知恵を出し工夫をしてですね、乗り越えてきたっていう経過もあることですから、私は決してデータだけでですね、そういうあれはしてはいけないというふうに考えております。いろんな部分で、やっぱり知恵とですね、そしてアイディアと、そういうものをですね、そして思いをですね、共有しながらですね、更別村のですね、新しい未来に向かってですね、ともに手をたずさえて、職員も皆さんと同じベクトルでですね、進んでいくことが必要ではないかというふうなことを思っています。第1番目のですね、更別の特徴ですけども、アンケートの中ではですね、自然環境やそうですね、治安や防犯これが優れていると、子育てがやっぱりですねしやすいと、子育てに優しいっていうんですか、福祉環境がですね整っていると、で、まあ、高規格もありますけれども、帯広市とかですね、都市への距離、札幌もですね、2時間半か3時間っていうふうになりましたですね。距離が近い。で、まあ、生産性の高いですね、農業基幹産業っていうふうな形でですね、特徴的であるというふうなことは言われています。ただ負の側面としてはですね、例えば買い物等日常生活の利便性、通勤通学の利便性にちょっと不満が感じられている方がありました。物価の高さ、雇用の場が少ないという回答もですね、若干見られました。っていうことでですね、典型的とはですか、言えるかどうかわかりませんが、過疎地域におけるですね、課題も有している状況であります。で、その中でですね、更別の優位性ということ言いますとですね、日本一の規模を誇るですね、大規模農業ということですね、それとですね、地理的条件、福祉、子育てっていうことがあります。で、それをですね、アンケートの結果からですね、人口の増加とかですね、結びつけていくことと、いろいろですね、不便であるとか、不満にされてるところの改善をですね、図っていくっていうところをですね含めて、更別村の特徴ですね、総合的に捉えていくことが必要なのかなというふうなことを思っています。2番目としてですね、更別村の資源の中で、なんですけども、特にアンケートの中では設問はないんですけども、先ほどから言ってるように、豊かな自然、農業、減農薬とかですね、減化学肥料化による環境にやさしい安全な農作物ですね、それとか大規模農業、それとですね、先ほど言いました災害とかっていう点ではですね、平坦な土地やですね、津波等の、平坦な土地っていうことで津波等のですね、災害リスクということもですね、少ない地形であるということ、で、まあ、先ほど言いました高規格道路ということと、空港がありますんで、私はこれすごい、日帰りでも東京に行って帰って来れるというすばらしいところがあるんです、恵まれたですね、そういう条件があるんじゃないかなというふうなことを考えております。で、まあ、後はもう、人ですね。まあ、

人よし水よし空気よしくてよく言われますけれども、更別村はまさにそれにぴったしのところですね。人々がやっぱり何よりもですね、村を創る大切なですね、資源っていったら怒られますけど、宝、住民は宝であるというふうに考えています。で、このことをですね、今後とも活かしていかなければいけないというふうに考えてます。他町村との連携ですけれどもですね、まあ、教育的にはですね、中札内村とのですね、指導主事の共同設置とか、あるいは向こうに大きな文化会館ありますので、青少年の劇場のですね、共同開催あるいは十勝全体でいけばですね、定住自立圏ということで移住交流の促進にですね、努めています。まあ、あるいはですね、若い世代の結婚等の婚活等の取り組みについてもですね、そういう圏域で支援をですね、検討していくように取り組んでいるところです。まあ、そういうような形でですね、連携については行っております。で、まあ4番目のですね、行政戦略か経済戦略っていうんですか、まあ財政収支の黒字化といいますか、サービスのことも先ほど述べられましたけれども、という点ではですね、昨日ああ、本日午前中あるいはですね、その前にですね、決算状況等も確かめて、審議していただきましたけれども、まあ、財政のですね、健全化を図りですね、そしてそれに向かってですか、行革もですね、随分進められてきたというふうに思いますし、そういう点でですね、単年度収支 29,780 千円ですね、それと経常収支が 76%の財政状況はですね、おおむね健全であるというふうに思ってます。経済戦略のですね、発想についてはですね、官よりもですね、民間の活力がですね、不可欠であると認識しております。で、総合戦略の中でもですね、民間の積極的な取り組みをですね、掘り起こして有効な支援をすることが重要であるというふうに思います。まあ、村のですね、議員さん言われるとおりですね、特徴を活かしてですね、良い部分を伸ばしてですね、悪い部分を克服するという、資源を最大限に活用する、そして市町村との連携を進めるということですね、更別村の将来の展望をですね、図っていききたいというふうに考えています。行政サービスについてはですね、その辺についてはちょっと、なかなかそんなに縮小してもいいんじゃないかっていうようなこともあるんですけども、これについてはですね、ちょっと私も認識をもうちょっときちんと把握をしてですね、いろいろと調べてですね、その部分についてもですね、適切なものなのかどうか、あるいは、ということについてもですね、検討してですね、考えていかなければいけないのかなというふうなことを思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議 長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

私もですね、この住民サービスを、あ、住民アンケートをですね、見させていただきました。本当にまあ、いろいろな意見が出てですね、やはり関心が高い、個別ですからどこまで掘り下げてるかは別にして

も、やはりあの、何らかの希望を持ってですね、いろんな意見が出て
るってということも承知しております。ただあの、更別村ですね、ご存
知のように本当にシンプルな村ですね、今仰るような特色があり、
資源というのはやっぱり限られている、実にシンプルである。だから
こそ、答えもある意味ではシンプルのほうがいいのかなっていうふう
に、実は思っているところでございます。ただいずれにしてもですね、
最後のあの、4つ目の経済戦略ってということについては、やはりここ
は大きくですね、考えなきゃならないのかなと私は思っております。
で、これ、人を増やすってことは、私はまず仕事の場所があるかない
かということ、やっぱり大きなウエイトを占めるんじゃないかとい
うふうに思っております。そういった意味でですね、私の発想で非常
に脆弱なところもあります。黒字化できるかどうかも含めてなんで
すが、まあ、事業を起こすとしまして、やはり自然と農業をキーワ
ードとした事業の1つの考え方なんですけど、やはり農地をですね、これ
はちょっと大きく捉えてください、農地を村がですね、一時保有して
新規就農を図る、というようなことができないだろうか。あと農産物
のハネ品がでございます。その安く原価買い入れによってですね、更別
村で可能な加工販売、要は手工業のまちと、そんなようなネーミング
のいう、いろんな簡単に言いますと、豆腐屋さんとか味噌や醤油や、
なんでもありかもしれないませんが、ここをどうにか資産ベースにもって
いけないかというような、試算算定をしてみてもどうでしょうかって
いうことです。あと、自然環境を生かした農業とか環境あります。い
ろんなことが出てると思っています。ちょっとおもしろいなと私なりに思
うのは、今更別村の診療所は、特質でっていいですか、本当に医師が
充足して、全く心配しないような状況でございます。ここと農業とで
すね、うまくなんか持ち併せてできないのかなっていうふうな思いも
ございます。あとはまあ、農業レストランですか、そんなようなこと
もいいのかなと。あとですね、もう1つには流通の改革。更別村は多
くは農協を通して物産を輸送してございます。これはこれで当然よろ
しいんですが、ここら辺、私の言っている農業の方に頭を下げるって
いう部分になります。要するに高級な農産物って何なのかなっていう
素朴な疑問なんですけど、たとえばいも1つでも、豆1つでも、高級化
する、ブランド化をする、やはりここをですね、ちょっと特質的に扱
ってネット販売、このネットというものをね、もうちょっとうまく活
用できないかって、実は思っております。いずれにしても、こんな
ような事業をですね、1つひとつシミュレートしながら、収支合わせ
る、事業可能だということになれば、ここはですね、本当に思い切
って基金を崩して、そして回転に向けるまでの支援をしていく。そし
てこれが黒字計れば、最終的には財政健全化に向けていくんじゃない
かっていうふうに私は思っています。いろんなサービスの提供もござ

いますけれど、やはり行政といえどもですね、こういったことも考えていかないと、これからは大変じゃないかなって思うものでございますから、ちょっと意見を述べさせていただきますけど、まあ、村長の考えるところがあれば、お聞かせください。

西山村長

村瀬さんはですね、すごいいろんなアイデアがあつてですね、議員さんのご指摘、そういうふうにできたらいいなというふうなことを思ってますし、是非実現したいなというようなことを思いますね。いろんなですね、本当に経済戦略っていいですか、本当にそういう形が今必要ではないかなというふうなことを思っています。やっぱり人口をですね、増やす、企業誘致のこともありますが、いろんな部分、定住者っていうふうなこともありますけれども、私は基本的にはですね、人口を減らさないっていうか、いうふうなことでですね、やっぱりきちんと雇用も確保し、子育て環境も整備をし、そしてですね、住み良い環境を創り、そして働ける環境も創ると、っていうことがですね、これは不可欠なですね、村政にとってですね、不可欠であるというふうに考えています。その中で、特徴等々がですね、生かせないかっていうことで、今たくさんのアイデアをいただきました。本当にですね、農業、新規就農の部分についてもですね、今これ、あの、前回も議会もそうでしたけれども、ハードルがね、高いというような状況もありましたんで、これについての見直しは今現在しておりますけれども、これについてはJAさんともですね、含めてですね、協議をしなければいけませんけれどもその部分、で、それに絡めて農地の部分っていうのは、こともありましたね。またたとえば牛舎とかね、そういう宿舎、牛舎のですね、の中であるいは研修をしたり、いろんな就農者のところをして、っていうところで、ほかの町村でもまるごとですね、受け入れてですね、やってるところもお聞きしております。そういう意味ではですね、いろんな手法をですね、農業のですね、振興とかですね、農業の担い手、あるいは新規就農者をですね、獲得する方法をですね、やっぱり考えていかなければいけないのかなというふうなことを思います。あとは農作物の問題もですね、本当にこう、商品にはならないんだけど、廃棄するにはですね、っていうような部分もありましてですね、ほかの町村でもいろんな形でですね、まあ、いろんな加工をですね、工夫してですね、商品化をして成功してる例もありますし、いろんなレストランの形態ですとかですね、販売所とかですね、いろんな部分であると思います。その辺の部分ですね、やっぱり知恵を絞っていかなきゃいけないかなというふうに思います。今回アンケートをですね、集約し、分析する、しつつある中でですね、いろんなですね、施策についてですね、これについてはまた夢大地のところで提案をさせて、皆さんにもご提示をさせていただき

ますけれども、135項目にわたるですね、提案等がですね、ありました。それについて検討をしてですね、加えているわけですが、いろいろなアイデアがあります。こういうことをしたらどうかですね、ありますし、また創生本部がですね、庁舎の中に作られていまして、職員の中からもですね、非常に膨大な施策のですね、提案がなされております。それをですね、加味して、今検討してるわけですが、その部分をですね、やっぱり住民の皆さんとですね、まあ、夢大地の皆さんですが、話をさせていただく、あるいはですね、まあ商工会の青年部やですね、農協の青年部、若い人たちの意見、あるいは子育て世代の意見も取り込みながら、時間がないんですけれども、いろいろなアイデアを絞りつつですね、現実のですね、政策にですね、載せていくと。そして事業を展開するのであればですね、その事業の展開に向けてですね、歩いていくと、前向きに検討していくというようなことをですね、進めていきたいというふうに思っております。来年度から新しくね、入る交付税ですか、そういう部分についてもですね、不透明な部分もありますけれども、私は冒頭の挨拶にも述べましたように、今地方の時代だっというふうに国が言うのであるならばですね、やっぱり財政保障っというんですか、そういうものをですね、やっぱり差別化しないで、やっぱりこう目新しくてですね、そしてですね、そのやる気のあるところにはお金を出すんだって、そういうですね、言い方ではなくてですね、やっぱりどこもやる気があってですね、一生懸命知恵を絞ってですね、がんばってるわけですから、やっぱりきちんと、財政的に保障してですね、やっぱりそういう地方をですね、やっぱり盛り上げていくっていうところはですね、本当に国としてはやってもらいたいですし、その部分もですね、含めながら、要望しながらですね、村独自としてもですね、そういうふうなところでですね、進めていきたいなというふうなことを思います。ネット販売とかですね、いろんな部分、いろんなですね、検討もしていかなきゃというところもあると思います。いろんな部分でですね、知恵を出し合いながら、そして意見も聞きながらですね、まあ総合戦略だけではなくて、今度総合計画も策定していかなければなりません。そして私も公約の中で、いくつかですね、掲げておりますので、それのですね、具現化に向けてですね、前向きにがんばっていきないうふうに考えております。以上です。

議 長
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

ちょっと最後、質問させていただきます。アンケート調査、135項目、いろんな意見があります。あとが夢大地の方で議論を重ねる、いろんなところのところ議論重ねてくってということですが、まあアンケート調査ではですね、いろんな意見が出てくる、また聞き取りだけでは自分たちがやりたいという思いの方にどうしても寄っていく、自分の

意見と合えばそれが正しいというふうに評価していくという、やっぱり危険性があると思うんですよ。ですから、最初にちょっと言った、ワークショップも含めたというところについて、最後に触れたいと思います。私はどうしてもこのところに触れざるを得ないのは、今までとなぜここが変わっていかないのか、ここを変えれば、かなりいろんな意味で変わっていくと思うんですよ。で、いろんなことが要望なり、いろんなこと言う人がいます。でもこういう手法をとっていけば、相手のこともわかる、状況もわかる、自分の考えもわかる、いろんなことがわかってですね、最終的に絞られていくっていう、これは正しいかどうかはちょっとわかりません。でも、少なからず村づくりは私達の手で創るっていうことについては、今後先に何があってもですよ、きっと理解してくれると思うんですよ。ここんところをやらないから、やはりですね、どっか不信感になってみたり、なんか行政頼りになってしまうというようなことに、すべての問題がいつってしまうような気がしてなりません。そこで再度質問させてもらいますけど、ワークショップを取り入れる気はございませんか。

議
村

長
長

西山村長

私も今ご指摘のとおりで、ワークショップ並びにですね、ほかのいろんな手法ありますけれども、それは取り入れるべきだというふうに考えております。ただですね、今回の総合戦略の部分についてはですね、時期的にですね、策定をしなければいけませんし、それが策定したから固定するってことではございませんので、まあ、是非ともですね、総合計画とかですね、見直し等々の部分含めて、その部分をですね、取り入れていきたいというふうに思ってますし、ワークショップのですね、実効性については、わたしも学校現場におりましたので、KJ法とかですね、KJ法っていったら、皆で集まって1つの課題について色んな意見を出してですね、紙に書いて貼りだすと、でその中でまあ、整理をしてってですね、その中で課題が見えてきて、あるいはそれぞれの施策とかっていうものがある程度固まって、それがやっぱりいろんな人の意見の中で共通する項目をですね、抽出しながらそしてまとめながらっていうことで、非常にこれはですね、いろんな課題解決の部分についてはですね、非常に有効な手段であるというふうに考えてますし、今回についてもですね、芽室町とかですね、いろんなところでは実際にやっておりますし、コミュニケーションのですね、そういう、を大事にしたそういうまちづくりとかっていう部分では、やっぱり率先してやっているというところもありますので、是非ともですね、そういうのは取り入れてやっていきたいなというふうなことは考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

議

長

6番 村瀬さん

6 番村瀬議員

ありがとうございました。村長につきましては、是非ですね、時間がないってということじゃなくてね、最終的にそうなんですよ、もう切羽詰まって時間がない、僕達がいるときもそうでした。ひどく私はそこを反省してるもんですから、特に新しい村長に期待して、今後よろしくお願いいたします。それでは次にですね、荻原教育長にお尋ねします。先ほど村長に質問しました、これからの更別の行方がですね、大変厳しく、大きく変わろうという局面を迎えてございます。教育長としましてはですね、このことを教育長なりにどう捉えるかを聞きたいところですけど、まあ教育行政っていうことに限って、説明させてもらいますが、今年4月に北海道では第3次生涯学習基本構想を策定しました。持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会をつくるために、3つの柱に生きがいづくりにつながる学習体験、2つ目に地域とともにある学校、3つ目には主体的な地域の担い手をつくる、としています。更別村の社会教育推進の基本目標に、生涯学習の観点に立った住民の自主的な社会学習の推進とあります。そこで、道の第3次基本構想に、市町村の役割を掲げています3点についてお伺いします。1つ目には、生涯学習推進計画等の策定等、生涯学習の整備、充実について、2つ目に広域的なネットワークの構想による生涯学習の推進について、3つ目について生涯学習関連団体やグループ、サークル等の育成と学習情報の提供や相談体制について、更別村ではどんな取り組みがなされるのでしょうか。道の策定されました1つ前の、第2次構想では、生涯学習の意味と必要性、市町村の役割では整備をしましょう、というようなことが謳われました。今回の3次構想につきましては、生涯学習をさらに進め、もっと生かすというふうになってございます。市町村の役割でも、充実推進を図るというようなことで、1歩でも2歩でも前進するよというような内容になってございます。今年ちょうど更別村教育委員会で策定されてます、第7次社会教育中期計画の見直しの年であります。6月に私の一般質問にしましたが、心の豊かさは、社会教育から一人ひとりの文化活動を推奨する方策を講じたらどうでしょうかと、教育長はその素地がありますから、これに満足することなく、住民の声を聞いて活動している環境を整えといたしました。私も環境整備やその対応に対する対策は、ほぼ充分であるということは理解してございます。これではですね、教育長のこれから教育行政をどう進めていくかっていう考え方や形、そういったものが、取り組みが見えません。でですね、文系の教育長ですので大いに期待してます。そしてまた、就任されて4ヶ月ですけど、改めて荻原教育長の志について、お聞きいたします。

議 長
教 育 長

荻原教育長

ただ今、村瀬議員からご質問がありました、生涯学習の推進を図り、潤いのあるふるさとづくりを進める、その取り組みについて、私なり

の答弁をさせていただきたいというふうに思います。本村では現在、来年度から始まります第8次更別村社会教育地域計画を策定中でございます。これに先立ちまして、今お話がありましたとおり、道では今年2月に第3次北海道生涯学習推進基本構想を示しております。計画策定にあたりましては、この構想を参考にいたしまして、更別村の実態に即した内容で、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。道の基本構想では、市町村の役割、先ほどのお話のとおり3点あげてございます。まず第1点目でございます。生涯学習推進計画等の策定等、生涯学習推進体制の整備、充実でございます。道が示す生涯学習推進基本構想に対する本村の計画につきましては、学校や地域社会の中で行われる組織的な学習活動だけではなく、文化、芸術、スポーツ、趣味、レクリエーション、ボランティア活動にも関わるものでありまして、村長部局や様々な団体が関係することから、本村では第5期更別村総合計画において、みんなが学び高め合う生涯学習社会をつくる、と題された項目において、取りまとめられているところでございます。この中で、だれもが、いつでも、どこでも学習できる体制づくりの促進として、更別村社会教育中期計画を策定することが示されておりまして、先ほどもご説明申し上げましたとおり、今年度につきましては、第8次になります社会教育中期計画の策定を進めているところでございます。今後この計画に基づきまして、教育委員会では生涯学習の成果が、まちづくりにも反映されますよう、学習の拠点施設となる改善センター、それから社会体育施設に関する整備や維持管理に努めまして、幼児から高齢者まで、それぞれの年代や目的に応じた学習の場を提供していかなければならないと考えております。第8次中期計画は、まだ策定中のため、具体的な取り組みをお示しすることはできませんけれども、これまで行ってまいりました事業を継承いたしまして、新たな取り組みを試みたいと考えております。たとえば、子どもたちが体験的に英語や外国文化に触れることができる事業ですとか、あるいは英語教育に関わる家庭教育支援事業、または更別村文化振興行為がさらに活発に行われるような助成制度の見直し等を検討していきたいというふうに考えております。第2点目ですけれども、広域的なネットワークの構築による生涯学習の推進についてでございます。急激な社会状況の変化に対応し、様々な分野の教育がさらに活性化されるよう、学校や村長部局、他市町村や他団体とも連携し、生涯学習の推進に努めたいと考えております。管内的には、定住自立圏教育産業部会において共生ビジョンを作成し、社会教育事業全般にわたるネットワークを共有しておりますので、十勝の社会教育施設情報の提供、または十勝のイベントカレンダーの紹介等を行い、村外における社会教育事業に関する情報提供を行いたいと思います。また、村内においても、幼稚園、小学校、更別農業高校、そして農協

青年部、末広学級等がそれぞれ連携して、様々な活動を進めております。中札内村との広域連携事業におきましても、末広学級や青少年劇場等、様々なネットワークを利用した事業推進に努めているところでございます。友好姉妹都市であります東松島市との子ども交流事業につきましても、今年25年目を迎えることとなりました。四半世紀のお付き合いをいただいた同士とのネットワークを利用し、今後は文化的な交流も新たな取り組みとして検討していかなければならないと考えております。教育委員会としても、情報化が進展する中で、あらゆる場面での学習がさらに充実できるように、広域的なネットワークの構築に努めていきたいと考えております。最後に3点目でございます。生涯学習団体やグループ・サークル等の育成と学習情報の提供や相談体制の充実でございます。生涯学習団体のうち、成人における社会教育団体については、文化協会加盟団体、それと体育連盟加盟団体、郷土芸能保存団体合わせますと22団体でございます。これに自主サークルの団体を含めると、30近い団体が活動を続けております。それぞれの団体が活発な自主活動を続けておりますけれども、やはり中には、指導者の確保、後継者の育成や新会員の加入問題、活動や発表の場の確保等、様々な問題を抱えている団体があることも承知しております。それぞれの団体を育成するために、これまでも多くの取り組みをしてみましたが、すべての問題が解決されたとは思っておりません。教育委員会としても、積極的な支援をしてみたいと考えております。これからの具体的な取り組みの一例としては、例えば文化サークルや郷土芸能保存団体の日頃の活動成果を発表する場を、例えば教育委員会がコーディネートして、発表してみたい方とこれを受けたい方と繋いでみたり、各種団体等の要請に応え、指導や助言を行うことも、教育委員会の責務であると考えているところでございます。このように、各種団体に対する様々な支援体制を検討するとともに、村民の皆さまには学習情報の提供に努め、本村の社会教育活動がさらに充実するよう努めていきたいと存じます。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

あの、非常に丁寧な説明をしていただき、ありがとうございました。1点目、策定並びに生涯学習の整備、これも充分わかります。他町村と比べて、更別村は進んでいるなというふうに、私も自覚しております。2点目についての広域的なネットワークについても、これもかなり進んでいるんじゃないかと、まして、恐縮ですけど、村長部局に比べると、教育委員会の方が進んでいるのではないかとさえ思っております。ただですね、3点目のところについてはですね、やはりちょっと足りないのかなと、いうのはこれはもっと具体的な推進のための方向性があるといいんですが、そこら辺はちょっと住民との距離感

っていうんですか、伝わり方が足りないんじゃないかと実は思ってます。で、あえてこういうことを聞くと失礼かもしれませんが、そういう社会活動できる整備は充分整ってます、あとは住民がそれにのるかからないか、したい方は、これは基本的なことかもしれませんが、そういうことでいいんでしょうかと。私はよく聞かれるのは、文化協会やってまして、スポーツは強いけど文化は弱いってですね、これ前教育長さん、まともにおっしゃったことがあります。大体の方がそういう意識持っているのかと思ってます。それでは、待つのではなくてですね、やっぱり私はこんなことを考えているからどうでしょうかっていう話は、もう少し前に出てもいいんじゃないかなっていうふうに思っております。そんなことも含めてですね、やっぱり教育長のもうちょっとですね、そういう社会教育に対する思いっていうものをね、伝わってこないんですけど、再度お尋ねします。

議 長
教 育 長

荻原教育長

確かにあの、文化団体は弱いのかなっていう部分があります。スポーツなんかでも、私教育長になりましてから、いろいろな大会、顔を出させていただいていただいております。当然父兄の方も一生懸命で、組織がきちんとなっているな、っていう思いがあります。そこで当然育ちます子どもたちも、きちんとした生活態度になって、学習の面でもですね、きちんとした成果を上げているというの、これも事実でございます。それで、ただ今の質問でございますけれども、教育行政と社会教育との繋がりということで、関係ということでお話させていただきたいというふうに思います。社会教育につきましては、学校教育と違いまして、学校教育につきましては、学習指導要領がございますので、これに基づいて教育が進められるということになりますけれども、これに対して社会教育につきましては、こういうルールがありませんので、地域性や生活環境に応じて、自由で柔軟な考えのもと、実践的な、体験的な活動が可能であると私は考えております。そこには当然、自発性と自主性をもって行えることが重要であるということも思っております。そのため、これをどうするかということで、教育委員会といたしましては、ここの自主的な行動をやっぱり促すことも重要でありますし、これらの活動に積極的に支援していかなければならないことも、教育委員会の役目であるというふうに考えております。それであの、具体的にどのような取り組みをするべきかということでもございますけれども、当然これまでも様々な取り組みをしてきております。教育委員会といたしましては、当然この取り組みにつきましては検証して、継承しなければならない事業につきましては、当然継承してまいります。で、これに合わせてですね、また新たな取り組みが必要になった場合には、その都度また新たな施策を提案する等して、村民の皆さま方に深く関わっていくのが、やはり教育委員会の責務か

議長
6 番村瀬議員

なというふうに考えております。当然物事始めて、あとは勝手にやりなさいってということにはならないと思いますので、その辺はですね、腰の弱い部分があると思いますけれども、教育委員会としてはきちんとした支援と指導、援助をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番 村瀬さん

教育長もおっしゃっているようにですね、やはり学校教育と違って、社会教育はですね、自由だということの難しさがあると思います。そしてあくまでもこれを、その自由なことが住民の考え方、行動によって大きく左右される。この私も少し前まではそちらにいましたから、充分わかってございます。ただですね、平成 26 年度決算見ましたら、一般会計ではね、一般会計の中で 200,000 千円の基金を繰り入れています。その中で、教育費は 80,000 千円の増額してます。これはいろんな整備に係るお金ですからいいんですが、少しですね、そういうような経費の部分では、いささか膨らみすぎてるんじゃないかなっていう懸念がございまして、これはいくら投資したから、いくら何か返ってくるっというふうなことではございません。教育ですから。それは当然なんです、何て言うかな、今も言ったようにですね、お金の経費の進め方、僕は歳出をね、ただ落とせばいいってことではないんですけど、増やして効果がどこまであったかっていうことをね、やはり教育サイドとしてはもう少しですね、慎重になっていただきたいなと思っております。で、その中で、継続していくものは継続されていくんでしょうが、そうですね、そういうような懸念がございまして、ということも含めてですが、今度第 8 期ですね、中期計画の策定に向けて、私なりにちょっと考えたことがいくつかございまして、ご参照したいと思っておりますが、第 7 期の課題として、それぞれあります。その 1 つずつ、少年教育、子どもが自ら考え判断できる体験数の機会を提供し推進するとあります、少し前から指導主事を配置してございますよね。で、単純な話なんです、郷土愛を育むっていうためにも、これは宗教的なございまして、かなり異論がございまして、秋祭りにですね、学校の授業を短縮して、お祭りにですね、生徒がみんなができるような、そういうようなカリキュラム等の手段はできないのかなと思ってます。あと青年教育、異団体、異業種、属する同世代の交流を図る、青年の居場所を確保する、これも課題になってございまして。地域創生の住民アンケートの中には、若者の交流の場、人口減少対策に教育、文化、ちょっとこれも意味もわかりませんが、そういうふうに書いてございまして。まさにですね、今の創生に繋がるようなことで、是非そんなような機会をつくってほしい。これは教育サイドと違うかもしれませんが、そんなような居場所づくりも必要なのかなと思ってます。成人教育、ここでは学習に対するニーズ把

握、団体の活動内容の紹介と団体に加入する機会の提供とあります。本当はここが重要なのかなと思ってるんですが、1番わかりづらくてですね、具体的な施策がみえてこないんじゃないかなというふうに私も思います。そこでですね、まず役場の職員の動向の把握をすると、その問題や課題が少しは見えてくるのではないかなと思ってます。まずは身近な職員、問いかけて、やはりいろんな意味の社会活動をしているか、していないか、していない人はなぜしていないんだろうかと、そして自分たちが置かれている立場もあります。そんなこと問いかけながら、1つ問題解決に向けていただきたい。最後の高齢者教育です。豊かな人生経験や知恵を文化、スポーツ活動等に、振興に貢献できる事業展開が必要である。これも課題としてございます。その課題のファクターはですね、やはりこれも6月に私質問しました。卒業させないというところにあると思っております。これも平成26年の決算見ますと、25年度では500千円、平成26年度800千円、27年年度予算では1,452千円というちょっと中身は確認してませんが、膨らんでございます。何とか知恵を出してですね、ここら辺はどうして増えたのかわかりませんが、まあ、あと福祉と教育、この違いというならば、ちゃんとした違うカリキュラムをつくったらいいかないかなと思います。繰り返しますけれど、やはり卒業させて、どうしてもいたっていうのであれば、大学院みたいな設置をですね、もうちょっといさせてあげるようなことも必要かと思えます。いずれにしてもですね、この人材はね、やはり社会にとっては大いに期待できるものだと私は思っております。そんなようなことも検討していただくということも含めてですね、私の私見を述べさせていただきましたけど、教育長のお考えはありましたらお尋ねいたします。

議 長
教 育 長

荻原教育長

今、各分野におけるそれぞれのいろいろな事業といいますか、考えをご紹介いただきまして、大変ありがとうございます。教育委員会としましても、予算の話を見せていただければ、まあ、かなり増えたということもございます。ただあの、各文化サークルへの助成金については、それぞれ定額できておりますけれども、当然その活動内容も精査して、それに見合わない助成金であればそれはきちんと見直す必要があるというふうに思っております。そういう意味も含めてですね、予算執行につきましては、きちんとした予算編成、検討してまいりたいというふうに思っております。あとそれぞれの分野でお話いただきました社会教育事業でございますけれども、たとえばその少年教育っていえば、その秋祭りの関係っていうお話がございました。当然私は、本村には、要するに道の天然記念物でありますヤチカンバですとか、優良なそういう勉強すべきものがございます。そういうところからまず、入っていかねばならないのかなと思っておりますので、

今度の、まだあの諮問中で、私が前に出たような意見はちょっと言えないんですけども、できればですね、そういう部分も本当に入れていただきたいなというふうには考えております。あと青年教育につきましても、現在の活動されているのは大体スポーツが多いのかな、ただ文化の部分がちょっと弱いのかなと私も考えております。役場職員も、私、今個人的にちょっと郷土芸能やっておりますけれども、その中で、入った職員は全員1度ですね、郷土芸能を体験してもらおうということで、これはあの、職務命令ではなくて、なんとかちょっと経験してくれよということで、やっていただいておりますけれども、なかなか最後まで残ってくれないっていうのはやっぱり現状でございます。その辺も含めてですね、青年教育、要するにこう村に根付いた、まちづくりに繋がる青年教育については努力してまいりたいというふうに考えております。あと成人教育につきましても、その各団体の加入についてもですね、いろいろな情報がないのか、とも思いますので、きちんとした情報を流して、その社会教育の活性化に努めてまいりたいというふうに思います。あと高齢者教育につきましてもですね、今ご指摘がありました部分も含めまして、今後検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

新たにですね、荻原教育長になりました。どうかですね、荻原教育長の目線で、従前のやり方にこだわらずですね、どうぞ新しい風を、村長に変わって吹かせてください。以上で、質問を終わらせていただきます。

議長
7番本多議員

7番 本多さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。前段であの、安村議員の質問と一部重複する部分もありますかと思いますが、その辺についてはお答えさせていただきたいというふうに思います。それでは、私はあの、更別の認知症高齢者の現状と今後の対策について、村長にお伺いしたいと思います。本村においてもですね、人口減少、少子高齢化は深刻な課題であります。そんな中にありまして、介護高齢者、認知症高齢者の増加は大きな課題というふうに考えております。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計で15%、2012年時点では、約462万人を上回り、認知症になる可能性がある軽度認知症障害の高齢者を含めると、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症とその予備軍というふうに発表されました。本村においても、こういった傾向にあるのかなというふうに、私は思っております。認知症は、ご存知のとおり、重症化すれば徘徊等行動予想が難しい状況となり、家族にとりましても大きな負担となります。早期に治療すれば、改善の可能性が高いとされております。早い段階での治療が、悪化の

議 長
村 長

予防につながるというふうに考えております。そこで、次の4項目について、お伺いいたしたいと思っております。1番目に本村における認知症高齢者の実態についてでございます。2番目に認知症の予防の取り組みについてお伺いします。3番目に認知症高齢者の支援のためのグループホーム、デイサービスの利用状況についてお伺いします。4番目に今後の新しい施策について、以上、4点について村長にお伺いいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

西山村長

本多議員の質問にお答えいたします。1番目のですね、本村における認知症高齢者の実態についてですけれども、ございますけれども、村民に対してですね、実態調査を行った実績がないためですね、介護認定申請の中で、主治医意見書の中に認知症、アルツハイマー、脳血管障害等々、診断された方ですけれども、これについて述べさせていただきます。8月末現在で155名中85名、54.8%の割合で判定をされております。ただしですね、高齢者の中にはですね、認知症と診断を受けることに納得がいかなずですね、診断を受けていない方もいらっしゃるというふうにお聞きもしております。2つ目、認知症予防の取り組みについてでございますけれども、認知症予防の取り組みについては、平成18年4月より介護保険の地域支援事業の中で取り組んでおります。地域支援事業は、早い段階からできる限り自立した生活を送れるように支援することにより、高齢者が要介護、要支援の状態になることを予防することを目的とした事業であります。本村の介護予防事業として、主に活動的状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持、向上に向けた取り組みとしての一次予防事業と、主として要介護状態になるおそれが高いと認められる65歳以上の方をですね、対象として、個々人の生きがいやですね、自己実現のためのですね、取り組みをですね、支援し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するですね、二次予防事業もですね、実施しております。一次予防事業としてはですね、安村議員さんにもお答えしましたけれども、いきいき健康クラブ、はつらつ運動教室、元気アップ講座、健康講話等をですね、実施しております。二次予防事業としては、貯筋塾、貯筋のきんは筋肉の筋です、マシーントレーニング講座等を実施しております。これらの介護予防事業を通じてですね、認知症予防やですね、認知症に繋がる閉じこもり予防、うつ予防等に取り組んでおります。また診療所においてはですね、もの忘れ相談外来を実施しております。認知症以外にですね、治療可能な病気やですね、認知症の場合でも症状の改善や進行を予防する病気の対応を行っております。平成26年度は7人、今年度も8月末日までにですね、6人が受診されております。3番目のですね、認知症高齢者支援のためのグループホーム、デイサービス等の利用状況でございますけれども、認知症と判定されている

方85名ですね、受けているサービスはですね、老人保健福祉センターで行われているデイサービス事業に15名、コムの里で行われている小規模多機能型居宅介護事業に16名、グループホーム元気の里さらべつ入所者が14名、地域密着型介護老人保健施設コムの里さらべつ入所者が25名、病院を除くですね、他町村ですね、介護施設入所者が10名、在宅でヘルパー派遣が2名、利用されていない方が3名という内容になっております。今後のですね、新しい予防施策についてですけれども、65歳以上の高齢者はですね、2025年には3,657万人に達します。全人口に占める割合もですね、30.3%とほぼ3人に1人が高齢者となります。また75歳以上ですね、いわゆる後期高齢者の全人口に占める割合も増加します。2055年にはですね、25%を超えるそうですね、推測されております。団塊の世代が75歳以上となるですね、2025年までに重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをですね、人生の最期まで送り続けることができるようにすること、また今後ですね、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の生活を支えるためにもですね、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるですね、地域包括ケアシステムの構築を目指すことになっております。認知症対策を推進するにあたりですね、介護保険法が改正され、地域支援事業の中ではですね、市町村は認知症総合支援事業等に取り組むこととなっております。本村においてもですね、国の施策に基づいてですね、関係機関と連携を取りながら、認知症を早期に発見し、症状の悪化を防止するための支援、及び認知症であるまたその疑いがある高齢者に対する支援をですね、今後実施していくこととしております。以上、答弁いたします。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

ご答弁ありがとうございます。ただ今村長の答弁をお聞きしまして、大変びっくりしたところなんですけれども、介護認定申請っていうの、155名ですか、その中で85名が認知症と診断されたということで、この本当に数の多さにびっくりしたところでございます。これはですね、一般の、先ほども村長もおっしゃっておりますけれども、一般の方でもね、そういったことを隠したがるというか、そういった診断を受けない方もたくさんおられるということから、まだまだ本村には多くいるのかなというふうに推定するところでございます。答弁にあたりまして、本村で取り組まれております予防策はですね、今後とも取り進めるとともにですね、早期に手厚くすることが大変重要なことだなどというふうに思っております。そこでですね、今後ますます高齢化が進む中、認知症高齢者の割合が増していく状況は、これは変わらなというふうに思っております。そこで患者を支援する側の体制づくりっていうのが、これからの大事な課題でないかなというふうに思っております。支援員の育成とかですね、また家族への支援、指導等につい

て、これからどのように考えておられるのか、まずお伺いいたします。

西山村長

今ですね、本多議員さんからですね、ご指摘がありました。先ほどですね、具体的に85名の方というふうにお話をさせていただきました。この中にはですね、認知症があってもですね、たとえば主治医に際した時にですね、骨折等によりですね、要介護となった場合についてはですね、その病名が、そちら側が記載されるためにですね、カウントされない方もおりますし、受診をっていうか、認知症であるということ診断されたくないという方もおられます。それは仰るとおりです。で、具体的に見ますとですね、155名の方の中でですね、本当に要介護1の方で、まあ28名中ですね4名、特筆すべきはですね、要介護2の、すいませんでした、先ほどは要支援の中でですね、28名中4名、要支援の2の方で17名中4名っていうことですね、認知症ということで診断されておりますけれども、要介護1、2の中ではですね、なんと要介護2の方は26名中19名、73.08%ですね、要介護3、16名中15名ですから93.7%、要介護5の方ではですね12名中10名、83.33%ということですね、非常にですね、やっぱり介護がですね、必要となっている方ですね、その認知症の度合いがですね、非常に多くなっているということで、これについてはですね、本当に喫緊の課題であるということで、これからますますですね、要支援とかですね、介護の方も増えていく現状を考えた時にですね、これは早急に手を打たなければいけないというふうなことを考えています。で、午前中もお話しましたけれども、更別村のですね、地域包括支援センターの中ではですね、第一予防そして第二予防ということですね、まあ認知症にならないようにするというところとかですね、あるいはあの、訪問とかですね、看取りとかですね、安否確認とかいうことですね、いろんなことを行っております。でもですね、これからはですね、いわゆるですね、地域包括のですね、ケアシステムをですね、確立しなさいということをおっしゃってございまして、いろんな会議が頻繁にですね、されておりますし、本村でもですね、保健福祉課あるいは関係部署を総合してですね、それについての検討を始めております。で、2025年問題といいますが、山田ドクターの話によりますとですね、あるいはこの間ありました十勝圏のですね、自立圏の中のですね、医療部門の会議が初めてあったわけですが、中札内村と本村はですね、2040年にですね、ピークを迎えるであろうというふうなことですね、高齢者の割合はですね、そこでピークを迎える、2025年でもですね、まあ増えていくわけですが、その部分まで、医療も含めてですね、すべての部分でですね、そういうシステムを確立しなければならないというふうに考えています。今現在ある包括支援センターをベースにしてですね、そしていろんな部分でやっていくわけですが、基

本はですね、こう何て言うんですか、先ほど、午前中も言いましたけれども、現在支えている方と支えられている方がおりますけれども、支えられている方もですね、支える方に回っていただくというふうなですね、まあシステムの変更と言うんですか、要支援とかですね、介護の割合の軽い方はですね、軽い方という言い方は失礼なんですけれども、支援の方に回っていただくと、地域でですね、たとえばNPOとかですね、そういうようなところでですね、訪問とかですね、在宅の部分でですね、見ていただくというような形でですね、システムを変化させてくださいというふうなことがあります。で、まあ、非常にですね、難しいところもあるんですけども、やはり私はですね、それ全体を鵜呑みにしてですね、何て言うんですか、その国が提唱している、あるいはそういうふうな形ではですね、本当に包括しきれない部分もあるんじゃないかなというふうなことを、率直なところを思っています。だから村としてですね、今この包括支援システムの前段階にありますですね、支援事業、センター事業ですけども、これについてはですね、私は町村と比べ、ほかの他町村と比べてもかなり前向きにですね、進んでいる状態ではないかなというふうな、実績もですね、あるというふうに思っています。ということでですね、それ以上にですね、医療機関とかいろんな本当、社会福祉協議会とかですね、いろんな部分で、それぞれですね、本当に協議会等々ですね、話をしていますね、これの構築に向けてですね、していかなければならないというふうに感じております。今回、安村議員さんとですね、それと本多議員さん、それと私もですね、この地域包括ケアシステムを冊子でですね、いろんな会議等で読んだときにですね、本当にですね、大変な状況になるなというふうなことをですね、直感しました。で、山田ドクターも言っていたんですけども、村長間に合わないよっていう話もされたんですよ。だから手こまねいている状況ではないんですよ。だからもう、動けるところから、できるところから、そういうシステムの構築に向けてはですね、本当にいろんなところとですね、協議をしてやっていかなければいけません。医療もそうです。保健課、福祉関係もです。社会福祉協議関係とですね、いろんなサービスの部分についてですね、いろんな整理もしなきゃいけませんし、その部分あります。それとですね、全部回って行きました。シルバーとですね、支援センターとですね、全部回って来ました。お年寄りの方ですね、その中で元気の里の方もそうですけども、一生懸命介護の方もやっておられます。で、私率直に感じましたのは、やっぱり働いている方ですね、労働条件とかですね、非常にですね、大変な状況があります。ということでですね、やっぱり人数が少ない中で、あるいは待遇がそんなに良くない中でですね、一生懸命やっておられます。で、ベテランの方がですね、どんどん、ベテランの方がその、ほかのところに行っ

たり、辞めて行かれたりという状況もお聞きしてますし、非常にですね、困難な状況な中において、村のですね、そういうような介護とかですね、いろんな部分を支えていただいているなというようなことを思います。これはやっぱり、村としてはですね、手をこまねいていることはね、できないというふうに考えてます。ということですね、具体的にどうっていうふうには、今ちょっと話せませんけれども、もうすぐにでもね、歩みをですね、取り組みをですね、開始したいというふうに考えております。ちょっと長くなりました。以上、答弁いたします。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

ちょっとあの、今自分の質問の中で、家族の支援とかですね、支援員の育成という部分について、ちょっとお聞きしたかったわけだけど、その辺についてちょっとなかったと思いますんで、それはそれとして後で言って聞かせていただきたいと思いますが、まあ本来であれば、この介護、認知症の介護者ですね、環境が変わらなければ在宅で行うものが1番理想だというふうに思っておりますけれども、現在の社会環境の中では、そういった、なかなか自宅で介護するっていうことが、難しい方もあるかというふうに思います。そういった中で、施設の利用状況についてもお聞きしましたけれども、まあ、待機待ちの状態だというふうに伺っております。まあ私も、あれですね、今後支援施設の、施設ですね、これは将来的には必要になってくるのかなというふうに考えておりますが、村長はどのように考えておられますか。この辺について。

議 長
村 長

西山村長

はい、今ですね、今おっしゃったとおりですね、待機者の方もおられますし、いろんな状況の中で、そういう部分も必要かなというようなことは認識しております。で、本当にですね、自宅でですね、在宅でっていうような部分になりますとですね、訪問介護とかそういうところをですね、充実していかなければなりません。じゃあそれをどこが担うのかっていうような部分もですね、本当に考えて、人員配置等々、施設もそうですけれども、そういう部分もですね、含めて考えていかないとですね、これは解決していかないのかなというようなことを思っています。介護保険法とかですね、あるいはですね、いろんな改正の中でですね、たとえば病床の部分でもですね、いろんな変化がおきています。まあ、うちは診療所なので、病院の該当には、該当しない部分もありますけれども、ベッド数の問題であるとか、包括的ですね、ケア病床とかですね、いろんな問題が出されています。そういうような中でですね、やっぱり在宅がですね、今後多くなってくるという状況、それと施設がですね、満杯であるというような状況、でこの部分も含めてですね、本当に施策をですね、講じていかなければ

ならないというふうに考えております。以上、答弁いたします。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

まあ、ちょっと、村長考えていかなければならないということで留まって、明確なお答えいただけなかったのはちょっと残念ですけども、痴呆症につきましてはですね、やはりあの早期の発見と予防が大事なことですんで、本当に今、村進めていることに対して、行っていただきたいというふうに思っております。以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

これをもって、一般質問を終了いたします。

次に、日程第15、議員の派遣の件を議題といたします。

10月2日に、中札内村で開催される2村議会議員交流会に全議員を、10月3日から4日にかけて、札幌市で開催される札幌さらべつ会総会に安村議員と私、松橋を、10月23日に、土幌町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、10月2日に、中札内村で開催される2村議会議員交流会に全議員を、10月3日から4日にかけて、札幌市で開催される札幌さらべつ会総会に安村議員と私、松橋を、10月23日に、土幌町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

議 長

日程第16、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、村有財産(土地・建物)の利活用について、産業文教常任委員会は、上更別幼稚園舎整備について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査をしたい旨、各委員長から申し出があります。

おはかりをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。
したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定をいたしました。
これにて平成 27 年第 3 回更別村議会定例会を閉会をいたします。
(19時40分)